

# 平成30年第2回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会会議録目次

## 第 1 号 (6月8日)

出席委員	1
欠席委員	1
委員会に出席した事務職員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
委員会日程	3
開会の宣告	5
委員長の互選	5
委員長の挨拶	5
副委員長の互選	5
議案第 1 号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について	6
議案第 2 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	12
議案第 3 号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例について	13
議案第 4 号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について	14
議案第 5 号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例について	16
議案第 6 号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例について	17
議案第 24 号 町道路線の認定について	28
議案第 7 号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)	30
議案第 8 号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)	88
議案第 9 号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)	91
議案第 10 号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)	93

議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	95
閉会の宣告	97
署名	99

平成30年第2回岩泉町議会定例会条例補正予算等審査特別委員会記録（第1号）						
招 集 年 月 日	平成30年 5月25日					
招 集 の 場 所	岩泉町役場大会議室					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	平成30年 6月 8日 午前10時00分				
	閉 会	平成30年 6月 8日 午後 4時15分				
出席及び欠席委員  出席13人 欠席 0人  (凡例) ○ 出席 × 欠席	委員 番号	氏 名	出欠 の別	委員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	畠山昌典	○	9	菊地弘巳	○
	2	畠山和英	○	10	合砂丈司	○
	3	小松ひとみ	○	11	畠山直人	○
	4	八重樫龍介	○	12	三田地泰正	○
	5	三田地久志	○	13	野館泰喜	○
	6	林崎竟次郎	○			
	7	坂本昇	○			
	8	三田地和彦	○			

正副委員長氏名	委 員 長	坂 本 昇	副 委 員 長	小 松 ひとみ
委員会に出席 した事務職員	事 務 局 長	菊 地 辰 美	議 事 係 長	大 森 淳 一
	主 査	佐々木 美穂子		
地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一		
	副 町 長	山 崎 重 信	副 町 長	末 村 祐 子
	教 育 長	三 上 潤	危機管理統括監	佐々木 重 光
	総 務 課 長	應 家 義 政	政策推進課長	三 浦 英 二
	会計管理者兼 税務出納課長	盛 田 正 次	町 民 課 長	三 上 久 人
	保健福祉課長	田 鎖 英 明	経済観光交流課長	中 川 英 之
	農林水産課長	佐々木 修 二	地域整備課長 兼復興課長	佐々木 真
	上下水道課長	三田地 健	消防防災課長	福 士 勝
	教 育 次 長	馬 場 修		
そ の 他 の 関 係 職 員				
委 員 会 日 程	別 紙 委 員 会 日 程 の と お り			
委員会に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

# 平成30年第2回岩泉町議会定例会 条例補正予算等審査特別委員会

委員会日程(第1号)

平成30年 6月 8日(金曜日) 午前10時00分開会

1. 開 会

2. 委員長の互選

3. 委員長の挨拶

4. 副委員長の互選

5. 付議事件

(1) 議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

(2) 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(3) 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

(4) 議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(5) 議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(6) 議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

(7) 議案第24号 町道路線の認定について

(8) 議案第7号 平成30年度岩泉町一般会計補正予算(第1号)

(9) 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算(第1号)

(10) 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

(11) 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算(第1号)

(12) 議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

6. 閉 会

---

◎開会の宣告

○年長委員（三田地和彦君） ただいまから条例補正予算等審査特別委員会を開会します。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

（午前10時00分）

---

◎委員長の互選

○年長委員（三田地和彦君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。委員長の互選については本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○年長委員（三田地和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

本委員会の委員長には、7番、坂本昇委員を指名します。

坂本昇委員長と委員長を交代します。

ご協力ありがとうございました。

〔委員長の交代〕

---

◎委員長の挨拶

○委員長（坂本 昇君） ただいまご指名をいただきました7番、坂本昇でございます。

本日の委員会は、条例6件、認定、道路認定であります。1件、補正予算が5件でございます。慎重審議のほど、また議事進行には特段のご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

◎副委員長の互選

○委員長（坂本 昇君） お諮りします。

副委員長の互選については、本職より指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本職より指名することに決定いたしました。

副委員長には、3番、小松ひとみ委員を指名します。

委員の皆様、町当局に申し上げます。暑い場合は、上着を脱いでのご審議をお願いいたします。

---

◎議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） これより審査に入ります。

議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長、お願いします。

○総務課長（應家義政君） おはようございます。議案第1号 岩泉町課設置条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただきます。

今回提案させていただいております条例につきましては、現在総務課で分掌していた危機管理部分、その部分につきましては、課として専門的に危機管理に当たることにより、円滑かつ迅速に対応するために独立させるといったことでこの条例を制定しようとするものでございます。

それでは、一番最後の新旧対照表をごらん願います。

第1条で危機管理課を追加するものでございます。

第2条の分掌事務におきましては、危機管理課の分掌事務3項目につきまして追加するものでございます。

この条例につきましては、附則としまして、平成30年7月1日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、会議録調製の関係から、課長等以外が答弁する場合には総括室長あるいは室長等から答弁させる旨申し出て、委員長の許可を得てから発言するように、また携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードに切りかえるようにご協力願います。

なお、発言の際、必ずしっかりマイクを使っていただきまして、皆さんに声が届くようによくご協力をお願いいたします。

また、町長等において反問あるいは反論がある場合は、反問あるいは反論するよし申し出て、

委員長の許可を得てから発言することとされておりますので、ご承知願います。

次に、委員の皆様申し上げますが、説明者に対する質疑はなるべく簡単、明瞭にお願いします。会議録調製の都合から、発言の際は、議席番号を言ってから発言をお願いします。

なお、本特別委員会の会議録は、後日岩泉町立図書館及び分館に配架されますので、ご承知おきください。

これから議案第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） おはようございます。本議案と申しましょうか、本条例ではちょっとわからないところがありますので、その確認も含めて質問をします。

今、あわせて組織規則等もつくっているかと思えますけれども、この危機管理課の室とか、その室の分掌事務、職員等、それについてはどのようになるのか、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 総務課長。

○総務課長（應家義政君） 新たな課の設置状況ということでございますが、現在防災対策室に2名専任の職員がおります。そして、4月1日から危機管理統括監が設置されまして、計3名、それに総務文書室を兼務発令してございますので、総務文書室が4人兼務発令ということで、計7名でやってございますけれども、それをそのまま課としまして、今回設置するものでございます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 今防災対策室が総務課にあるのが新しい課に移るということで、あとは消防防災課のほうの兼務とか、そっちのほうは入らないのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 消防防災課のほうは、そのままの課でございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） アの危機管理の総合的な調整とある、この危機管理そのものが自然災害も含めてなのでしょうけれども、その他の危機も含めてということなのかどうなのか。この危機管理の中身というか内容はどこまで含めるのかをお尋ねします。

○委員長（坂本 昇君） 危機管理の中身について、総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 危機管理につきましては、基本的には災害関係の危機管理等々を考え

ております。当然さまざまな分野での危機管理もございますけれども、その部分については担当課、担当課で対応していただいて、町全体の本当に災害をベースとした危機管理について担当していただこうと考えているものでございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今総務課の中に入っていくと、入り口のほうを向いて3人座っている。町民の方にも何人かに言われたのですが、危機管理だといいいながらも、あそこで3人横並びでいるのは何かおかしいぞというのが町民の声なのです。私も行ってみたら、確かにそのとおり。やはり課となると、別に部屋を設けたほうが、そのほうがかえってスムーズに危機管理についても対応できるのではないかというふうに私は感じるのですが、その辺はいかがでしょう。

○委員長（坂本 昇君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 確かに課とすれば、本当に個別に設置されるのがいいのかなとは思いますが、現在防災室といいますか、あのところに全て防災機器、情報機器を集約しております。もう一方、現在専任が3名でございますけれども、総務課内の総務文書室も兼務をかけてございますので、その情報をとりながら、有事の際には多くの人で対応していくという考えでございます。

当然あそこは仕切りもございますので、専任の3名につきましては閉鎖をしてといいますか、分離して、対応している者の直接邪魔にといいですか、危機管理に邪魔にならないような形で対応していくというような形での設置でございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そのおっしゃっていることは、よくわかります。ただ、それでも短期間であれば、何もそこまで私も言うことはないのですが、これから本当に住民に対して防災の知識も含めて、防災士の育成も含めて、数年かけて多分やっていくのだろうという中で、本当にあの場所がいいのか、あるいは施設の移動も含めてこれからは考えたほうがいいのではないかというふうに考えますが、いかがでしょう。

○委員長（坂本 昇君） 総務課長。

○総務課長（應家義政君） 台風の災害を受けて危機管理を充実するというところで、現在提案をお願いしたところでございます。今後進めていく中で、人員が本当にこの人数で適正なのか、位置がこの場所で適正なのかも含めて、それは委員ご指摘のとおり、今後詰めてまいりたいと考えて

ております。

○委員長（坂本 昇君） 今後詰めていくと。

12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） まず7人でやるということで、話はわかりましたが、この課は今話があったように、東日本大震災なり台風10号なり、たび重なる災害を受けて、意を強くした課かなと思うような感じはするのですが、ただこの条例を見れば、幅広く町にある10課以上のそれぞれの課にもマニュアルとして危機管理の対応が示されていると思うのですが、そこら辺も総合的にということですが、今度設置するいわゆる危機管理課ですか、これの日常の業務の姿がなかなか私どもには今浮かんでこないのが実情でございますが、具体的には二、三例、日常の業務としてこのようなことを進めるというようなお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 日常の業務等について、総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 細々はあるのですけれども、やっぱり一番は危機管理意識の住民に対する周知徹底だと考えてございます。今自主防災組織も6組織ございまして、その辺と連携をしながら、個々の防災意識を十分に徹底させていくと。そういったことが、最終的には一人一人の命を救うことになるのかなと考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、いわゆる現実にもしそういう災害が起きたときの対応と、これからの将来想定されるであろう災害についても、恐らくこの危機管理課で検討されると思いますが、これから大事なことは、今話があったように、来てもらうのではなくして、各集落に振興協議会なり各自治会のほうに折を見て出向いて、もう少し危機管理に対する啓蒙なり意欲を持ってもらうようなことが私は非常に大切だと思うように感じています。

今までも、この台風の時もそうでしたが、振興協議会のいわゆる役員の方々は、対応についてはある程度理解しているのですが、町民というか住民については、まだまだ周知徹底がなされていない。これが、非常に残念なのが私は見られました。

例えば物資のヘリコプターが飛んでいても、いわゆる着陸場所も集落にはなかったり、3回も4回も上空を飛んだりして、どこに物資を置いたらいいか全然わからない、最後には休耕田のほうにおいたり、そういう事例もありましたし、あるいはまた中には、こういう物資は必要がなかった、誰が頼んだというような、そういう何か他人事みたいなような話をする方もいるので、こ

れからはしっかりと今後の災害に向けて、危機管理に向けて、ひとつ課としてのありようを、どうか中だけでなくして町全体の町民に知らしめるような、そういう行動をとっていただきたい、このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） まさに委員ご指摘のとおり、一般質問のほうでも若干触れてございませけれども、今後地域計画も作成していく予定としてございます。本当に住民の皆様、地域の皆様と一緒に手を携えてつくっていくという形となります。その際に、多くの人に参加していただくことによって周知も図っていけると思いますし、委員ご指摘のとおり、本当に各地域地域を周りながら、一人一人に防災意識を高揚させるように努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） この危機管理課というのは、本当に考え方として素晴らしいと思いますが、この危機管理課を備えている町村というのは県内にございますか。

○委員長（坂本 昇君） 県内の事例について、わかりますか。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 町でよろしいでしょうか。町村は、雫石町が設置をしております。

○委員長（坂本 昇君） 13番。

○委員（野館泰喜君） それから、勉強不足でお聞きしたいのですが、国民保護計画という言葉は、実は余り聞いたことがなくて、国民保護計画に関することということがありますが、この説明をお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 用語の説明。

危機管理統括監、お願いします。

○危機管理統括監（佐々木重光君） 先ほどの国民保護計画の関係でございませけれども、これ全て法律に基づく計画でございませ。この法律の部分は、国民保護法、いわゆるミサイル飛来とか、テロとか、そういう部分に対しての法律がございませ。それに係る計画でございませ。

以上でございませ。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 佐々木統括監に関しては、全国から講演依頼、今回の災害に対しての講演依頼等が引きも切らさず、ほかから来ていると思うのですが、これに対しては、このア、イ、

ウの中ではイに入るわけですか。

○委員長（坂本 昇君） この件についてはどうですか。

佐々木統括監。

○危機管理統括監（佐々木重光君） お答えいたします。

ただいま委員お話しになりましたウの「その他他課の所管に属さない防災に関すること」、これに入ろうかと思えます。私が災害に関して思うのは、やはり災害がありましたら、災害から学ぶ、そして災害を伝える、この責務があるかと思えます。そういった意味では、災害を伝える、この部分につきましても責任を持って対処してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 岩泉町という名前を背負ってあちこちでこれから活躍くださると思えますので、よろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 新しい課ということで、いろいろ今までも質疑をされていますけれども、その確認として、危機管理課と、そして今まで消防防災課というものがありませんでした。私が考えるに、危機管理課は災害が起きないように、また起きたときにはこうするのだということで計画を立てたりとか、そういった住民の方に周知をするということで、災害が起きた場合には、消防防災課のほうでしっかり対応するというふうなすみ分けというか、そういったふうに思っていますけれども、それでよろしいのかどうか。

○委員長（坂本 昇君） すみ分け等について、佐々木統括監、どうぞ。

○危機管理統括監（佐々木重光君） それでは、お答えいたします。

危機管理課、それから消防防災課のすみ分けの関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、いわゆる危機管理にしましては法律がいっぱいございます。例えば消防防災課で担っていただいておりますのが、今消防法、消防組織法の関係でございます。そして、今後危機管理課のほうで対応するのが国民保護法、水防法、土砂災害防止法等々あるかと思えます。そういった意味で、まず法律の大きなすみ分けをして、それぞれの担当課で災害対応等をする、そしてかつまた大災害時におきましては、本職危機管理統括監として、その課を一括してまとめて災害対応するという形になろうかと思えます。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかにご覧いませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

さきの議案第1号でも課の設置条例をお認めいただいたところではございますけれども、それに伴いまして、やはり危機管理に関する円滑、迅速な遂行を図るために今回制定しようとするものでございます。

新旧対照表、一番最後をお開き願います。別表3（第4条関係）で6級の4号に危機管理監を設置するものでございます。現在危機管理統括監ということで設置をしてございますけれども、それを危機管理監と明確にしまして、危機管理に対する対応を図っていただくということとしてございます。

附則としまして、30年の7月1日から施行をするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、危機管理課が設置され、そして危機管理監と危機管理課長が存在することになるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） そのとおりでございます。危機管理監と危機管理課長が存在することになりますが、現在危機管理監と危機管理課長は兼務ということで考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 兼務を考えているという話。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第2号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める

条例等の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） おはようございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案第3号 岩泉町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、町の包括支援センターの職員配置基準等を定めているものでございまして、町条例の基準となる国の省令が4月1日に改正されたことから、町条例において同様の記載をしていた主任介護支援専門員の経過措置に係る部分を改正するものでございます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。第4条第3号におきまして、2行目に記載してございますけれども、研修を修了したものから省令で定めるものとして整理しているものでございます。この改正により、経過措置期間内であれば、主任介護支援専門員としてみなされる改正となっているものでございます。

あわせて、条例附則における主任介護支援専門員の経過措置規定が不要となるため、今般該当する分を削除するものでございます。

施行日は、公布の日からとさせていただきます。

ご審議方、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第3号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第3号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） 引き続きまして、議案第4号 岩泉町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

この条例は、町内において認知症グループホームが該当するものでありまして、それらを含むサービス事業所の人員、設備、運営で満たすべき基準となるものであります。

内容は、国の介護保険法を上位法として定めております基準省令において従うべき基準、倣うべき基準、参酌すべき基準として規定すべき内容が定められているものでございます。

新旧対照表をごらんになっていただきたいと思います。第3条第3項の改正は、従前看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けることができる事業所は法人だけとしておりましたが、医療法の許可を受けている診療所も認められたこととなったものでございます。

次に、第5条第1号及び第46条の改正は、国の政令で定める内容が拡大したことから、基準省令に合わせるため研修過程を修了したものに限定と規定しているものでございます。

あわせて、文言の修正を行っているものでございますが、町内の事業所等には影響がないことを申し添え、ご理解いただきたいと思います。

施行日は、公布の日からとしてございます。

ご審議方、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第4号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

席がえをお願いします。

---

◎議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 次に、議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） おはようございます。それでは、議案第5号 岩泉町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が施行され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法の一部改正に伴い所要の整備を図るため、この条例を改正するものであります。

それでは、本条例の説明に入ります。新旧対照表をごらん願います。第15条第1項第2号について、特定教育・保育施設の施設区分を規定しているところですが、認定こども園法が一部改正されるに伴い、本条例において引用している条項がずれることから、同条第9項を同条第11項に改めようとするものです。

以上が改正の内容となります。

別紙に戻っていただきまして、附則でございますが、改正条例の施行日は、公布の日からとしております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第5号について質疑を行います。質疑はありませんか。

12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 今世の中では、報道されているように、さまざま就学前の子供が不幸な目に遭っているのが最近報道されるのですが、岩泉町の場合はこの条例に従って、いわゆる事業所である認定こども園と行政の担当課で、子供の心身の状況等について、順調に育っているかというようなその情報の提供といいますか、連絡調整等はスムーズに進んでいるのかどうかお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖保健福祉課長、答弁をお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 園におきましては、毎日の保育士、園長を含めた方々での打ち合わせ、そして週間、あとは月例でもありますし、月例では特にも教育委員会とも合同で連絡会議ということを行っております、スムーズな運営をしているものと認識しております。

○委員長（坂本 昇君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第5号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第5号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例について

○委員長（坂本 昇君） 議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、引き続きまして、議案第6号 岩泉町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の整備を図るため、この条例を改正するものであります。

初めに、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の概要を申し上げますと、まず1点目として、学校の教諭となる資格を有する者の趣旨が明確化されております。具体的には、学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところですが、教員免許状の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にし、有効な教員免許を取得した者を対象としたものです。

2点目として、放課後児童支援員の基礎資格の拡大として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたものが新設されております。

以上、2点の改正について、これを参酌し、本条例を改正しようとするものであります。

それでは、本条例の説明に入りますので、新旧対照表をごらん願います。まず、第11条第3項第4号についてですが、省令において、学校の教諭となる資格を有する者の趣旨が明確化されたことに伴いまして、当町の条例においても同様の定義づけを行うものであります。

次に、第11条第3項第10号についてですが、省令において放課後児童支援員の基礎資格拡大に伴いまして、当町の条例においても新設するものであります。

以上が改正の内容となります。

別紙に戻っていただきまして、附則でございますけれども、改正条例の施行日は公布の日からとしております。

以上、ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第6号について質疑を行います。質疑はありますか。

4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今回この条例が施行されて、4号と10号に該当する者がいるのかお伺い

します。

○委員長（坂本 昇君） 該当者がいるかどうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 菊地主査。

○委員長（坂本 昇君） 菊地主査、答弁。

○社会福祉室主査（菊地利明君） お答えいたします。

現在のところ、岩泉町の放課後児童クラブにおいては、該当する方はいらっしゃいません。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 4号に関しては、ちょっと締めつけが厳しくなったので、該当する人がいないということですが、この10号に関しては、多分5年以上となればかなり範囲が広がって、対象者がいると思われるのですが、本当にいないのか、その確認をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 菊地主査。

○社会福祉室主査（菊地利明君） お答えいたします。

今現在岩泉町の放課後児童クラブのほうに従事している方々について、先ほどの答弁のとおり、対象者の方はいないということでお答えしましたが、今後新たに従事される方が、そういった形で要件が拡大されたので、ふえてくるということは見込まれるところでございます。

以上でございます。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 10号のほう、5年以上放課後児童クラブのほうに従事した方はいますので、ぜひ早目に調査して対象者をふやすようによろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 要望でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） では、お願いします。

9番、菊地弘巳委員。

○委員（菊地弘巳君） ここで放課後児童クラブについてお伺いしたいと思います。

今度近々小川小学校と門小学校が統合すると、そして今ちょっとおくれておりました小川地区の複合施設がやがて建設されると思いますが、小川地区において、今までもいろんな要望もありましたが、これを機に放課後児童クラブをつくるべきではないかと思うのですが、その考えについてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 小川地区での放課後児童クラブの設立について、田鎖保健福祉課長、どうぞ。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 放課後児童クラブの小川地区における新設置という内容につきましては、引き継ぎ等も受けてはおりますけれども、まだ住民の意向、これは統合のほうにつきましては、その状況がいつになるのか明確ではないというふうなこともありまして、それが統合した上でどの施設を使うのか、また既存の施設を有効に使うのか、新設を使うのかについては検討というふうなこととなっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） 今の課長のお話では、統合はまだめどが立っていないような話に聞こえましたが、それでいいのですか。実は、地区内では今、来年度いっぱい小川小学校と門小学校、小川全域が統合になって新しい学校になるというようなことで進めていると思っていましたが、そうでないのですか。そこについてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） わかりました。統合についてですから、馬場教育次長。

○教育次長（馬場 修君） それでは、統合ということで教育委員会としてお答えをさせていただきます。

統合の時期については、今委員ご指摘の時期で協議を進めているという状況となっております。

○委員長（坂本 昇君） 9番、菊地委員。

○委員（菊地弘巳君） ですから、もう地区民もそれで大体納得していると私は感じておりました。それが統合してから考えますというような考えであれば、2年も3年も先になってしまうのではないかと感じます。今小本にも児童クラブありますし、岩泉の児童クラブもあります。それで結構皆さんそれを利用しているというか、そういう方々は大変喜んでおりました。そういうことでありますから、小川にも、もういつそれまでにはやります、一緒に進めますというようなことでやってもらわないととてもとても、3年後になるのか、5年後になるのかわからないというような、そういう答弁であっては困ると思いますが、いま一度お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 再度答弁をお願いします。

田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 先ほどの答弁で、統合時期につきましては不勉強でございましたし、アンテナをちょっと低くしてしまっていて、私のほう、知り得ておりませんでした。また、施設

につきましても、どちらの学校のほうにするのか、それとも新たに建てるのかも、私もちょっと存じ得ませんでしたので、そういったところでの答弁でございましたが、以前よりも門小学校のほうでは児童の育成というふうなことで、この放課後児童クラブを利用したいという意向もございました。そういったところを踏まえながら、今後新たな条例によるところで、5年以上の方が、該当する方がまた今後見受けられますし、教員においてもそういった方々を新たに募集しながらも取り組んでいかなければならないので、並行してその辺は取り組んでいかなければならないというふうに認識しておりますので、来る来年度で閉校、統合というふうなことでありますと、32年4月からというところがございますので、そちらに向けた取り組みのことにつきまして、今後内部で検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 放課後児童クラブに預ける児童は、傾向として減っているのか、ふえていっているのか、その状況がわかりましたらお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 傾向について。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋社会福祉室長。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長、答弁。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

手元には、23年度からのデータがあるのですが、23年度は岩泉の児童クラブが27人だったのに対して、今年度の5月末時点の岩泉放課後児童クラブの登録者数は50人と約倍近くにふえております。小本放課後児童クラブに関しましても、平成23年度は12人だったのが、今は15人となっております、増加の傾向にあると認識しております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 増加の傾向だそうです。

11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） ありがとうございます。それで、その放課後児童クラブを預かる今度は先生というか、預かるほうの教えるほうは、その児童数に対して足りているのか、足りていないのか、それとも今足りなくて大変なのか、満たされているのか、その辺を教えてください。

○委員長（坂本 昇君） 指導者の状況についてお願いします。

津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

放課後児童クラブには、1の支援単位約40人に対しまして、2人の児童支援員を配置することになっております。岩泉の放課後児童クラブでは、臨時、パート、非常勤も含めまして、5人の支援員と補助がおります。小本の放課後児童クラブにつきましても、2名の支援員と補助がいるので、職員体制としては足りている。ただし、中には障害があったりとかして、支援が特別に必要な子もいるので、基準上は足りておりますけれども、かといって職員さんたちに余力があるというわけではございません。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 11番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） 指導員は足りているということで、今度の条例の改正でも、満たしている人がいないということのようですが、前の保育園とかに長く勤務した人も多分いると思うのですが、その人たちはやはり5年以上には該当しない、保育園とは全然別物だということに考えたほうがいいのですか。

○委員長（坂本 昇君） 保育経験との差について。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長、答弁。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

岩泉放課後児童クラブには、今年度から児童支援員として配属になっている方が1名、この方は前には大川の保育園に勤められていた方ですけれども、この方は保育士資格があるというだけで、もう5年とかではなくて、児童支援員の研修を受ければ児童支援員になれるということですので、その方につきましては、保育士という資格を持って、もう既に有資格者にかなり近い状態になっているという認識でおります。

○委員長（坂本 昇君） 資格があると。

3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） この事業は、社会福祉協議会に委託していると思うのですが、これの職員、岩泉も小本も岩泉社会福祉協議会となっておりますが、職員採用に関しても、町のほうでは随時介入するというか、同席しているのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 職員採用について、津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

放課後児童クラブの職員の任用に関しましては、町としては面接等にはかかわってはおりません。ただ、予算上の不足という場面とかが生じた場合は、相談には乗っているような状態でございます。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長、私のほうからですが、今の質問で、社会福祉協議会ということですが、岩泉も小本も社会福祉協議会でしたか。そこもあわせてお願いします。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 岩泉放課後児童クラブも小本放課後児童クラブも、町からの委託事業ということで、社会福祉協議会が受託して運営しております。

○委員長（坂本 昇君） ありがとうございます。

どうぞ、3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） 高齢者のことだけではなくて、とてもこれから大きな問題だと思うので、もっと町と一緒にって取り組むべきことだと思うので、そのところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（坂本 昇君） これ要望ですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） はい。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 先ほどの津嶋室長の答弁で、ちょっと間違いがあったように聞きました。というのは、大川保育園の保育士が条件を満たしているというのは、この条例から見ると、幼稚園以上の教諭資格ということになっておりますので、保育士資格は条件を満たしていないと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 資格要件について答弁願ひます。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長。

それから、マイクを使って、声を高目にお願ひします。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 保育士資格を有する者につきましては、改正前の条文でもう既に放課後児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県が行う研修を修了したものでなければならない。その中に第1号に保育士資格を有する者というふうに、もう既に規

定されております。

〔何事か言う人あり〕

○社会福祉室長（津嶋勇士君）　そうですね、略となっているところで。

○委員長（坂本　昇君）　13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君）　わかりました。先ほどの説明を聞いている中で、5年の中で生徒が減ってきているにもかかわらず放課後児童クラブに入っている人数は倍になっていると。これ実は驚きを持って聞きました。この状況というのは、どういう社会情勢から生まれているかというのはお答えできますか。

○委員長（坂本　昇君）　田鎖課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君）　その原因としては、やはり核家族化、あとは共働きというのが一番だと思います。特にも共働きである場合については、こども園の園児が1歳児とか、未満児と言われる子供たちが多く入園しているというふうなところからも読み取れるのかなと思っております。

以上でございます。

○委員長（坂本　昇君）　13番。

○委員（野館泰喜君）　平成23年もそうなのです。核家族化であり、共働きというのは、その状況はこの5年で全く変わっていません。急速にこの5年で核家族化が進んでいるという認識ですか。全く変わっていないと思うのです。その全く変わっていない状況の中で、何でこういうふうにふえているのかというのを聞いているのです。

○委員長（坂本　昇君）　増加の原因の分析についてお願いします。

田鎖保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（田鎖英明君）　お答えいたしますが、やはり核家族、共働きは特にもふえているというふうに認識しております。そういったところと、あとは子育て中の親のお考えなのかなと思っております。また、近くにおじいさん、おばあさんとか、そういう方がすぐに迎えに行くというふうな方々が少なくなっているのも事実かなと思っておりますので、そういった方々を頼れるのが今だんだんに頼れなくなってきたというふうなところもありまして、ふえているものというふうに考えております。

○委員長（坂本　昇君）　13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 済みません、しつこくて。そういう社会情勢に今動きつつあると。そういう状況であれば、なおさら先ほど9番委員が要望した部分を何で統合まで待たなければならないのですか。今現在の状況の中で、門小学校に放課後児童クラブをつくることは可能だと思うのですが、そうすると統合後もそのまま移行できると思うのですが、早束手をつけるべきではないでしょうか。いかがでしょうか。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長、答弁。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

小川の放課後児童クラブのニーズというものに関しましては、実際に直接必要だと訴えてくる保護者の方も直近でございましたので……

〔もう少し声高く〕という人あり〕

○社会福祉室長（津嶋勇士君） はい。小川の放課後児童クラブのニーズというのは、私どもでも現状でも相当あると認識しております。

まず小川の放課後児童クラブを新たに設置するに当たって、何点か必要、検討すべき課題としては、一つは場所の問題、あとは職員体制の問題等が考えられると思います。この2つがクリアできれば、そんなに長い期間かけなくても児童クラブというのは新規に設立できると思うのですが、学校のほうに空き教室の活用について打診しましたところ、意外と空き教室がなく、空き教室を使った放課後児童クラブというのはすぐには難しそうだというお話をいただいております。

人員につきましては、実は今年度からの岩泉の児童クラブには会員配置しております、空き教室、場所さえ確保できれば、何とか来年度ぐらいにはできるような人員体制は整えております。

なので、今後はちょっと場所について深く検討していきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 統合になると、もっと教室は足りなくなります。あいてくる状況はないです。したがって、ただいまの答弁で来年度人員は何とかなるということでございますので、来年度開設を何とか目指して頑張ってくださいと思います。これは、要望でございます。

○委員長（坂本 昇君） ただ、その方針的なことでもありますので、副町長、来年度に向けて今のような総括をお願いします。

○副町長（山崎重信君） 答弁いたします。

放課後児童クラブのニーズがあるということは、もう確認しておりますので、それについては前向きに検討してまいりたいと思います。

それで、今あったとおり、場所の問題と職員体制の問題ということで、それについてはなるべく今年度中にクリアできるような形で調整をしてみたいというふうに思います。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） この条例は、支援員サイドから見た条例だと思うのですが、今いろいろ委員の中から話があるように、いわゆるこの放課後児童クラブの数がふえてきたその傾向があるという話があったのですが、一方では限られた児童の中であって、片方では健全育成のためにスポーツ少年団があるわけ。それで、スポーツ少年団から見れば、なかなか部員の獲得が難しいと。それはそうだ、今聞いてみれば、放課後児童クラブのほうに行くわけだ。そこで、今の世の中の世相を反映しているのか、どちらかといえば余り汗をかかないというか、かきたくないというか、そういう子供がふえているのではないかというような感じがする。

そこで、放課後児童クラブに入っている、利用している児童の中で、いわゆるスポ少と二刀流でかかわっている児童がいるのかいないのか、実態についてお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） その実態はわかりますか。把握していたらお願いします。

田鎖課長、答弁をお願いします。

○保健福祉課長（田鎖英明君） ただいまのご質問でございますけれども、こちらのほうでは把握しておりません。申しわけありません。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そこだと思うのよね。やっぱり言うてはなんだが、ある程度児童の中でもたけた運動能力がある方々、運動能力のある児童が放課後児童クラブに行かれれば、スポ少はもう、野球もサッカーもあらゆるスポ少の団体は、これから成り立たなくなるわけ、少子化の影響で。そこで、何とか二刀流でもいいが、やっぱり元気なたけた能力のある方々は、そっこのほう、放課後児童クラブに入りながら指導するような、そういう体制にいかなければ、今スポ少の監督なりコーチの方々は、もう悲鳴上げています、選手の確保に。どっちも両立するように、行政としてこれからそういう指導というか、方向性についても助言なり、何とか親の、家族の理解を得るような、そういう指導体制も私はこれから必要だと思うのですが、いかがですか。

○委員長（坂本 昇君） どうですか、田鎖課長。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 先日より子育てということで体力づくり等ご質問があったところでございます。ただ、今の要望につきましては、どうしても私たちのほうからも、一番は親の考え方、親が子供をスポーツクラブで行えるかどうか、資金面とかさまざまな面があるかと思えます。そういったところ、あとは遅くまでなってしまうということもありまして、親が今度は送り迎えをしなければならないとか、そういった面で、特にも親に関するところが多いのかなと思いますが、そういったところをクリアしていかなければならないものですので、ちょっと難しい問題であるのかなと考えているところです。

子供の子育てと、やはり親の考え等々いろいろあると思いますので、これらも含めて総合的に今後検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうそう難しいのは承知で聞いているのだが、児童クラブの恐らく入所申し込みか何かあると思うのですが、その際にどうですかということで、話題としてこれからやってもらえれば、私はどっちのほうにもうまくいくのではないかというような感じがするわけなので、そこら辺に意をもってひとつ対応していただくように頑張りたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 答弁はいいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） そのほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第6号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、席がえをお願いします。

---

◎議案第24号 町道路線の認定について

○委員長（坂本 昇君） 議案第24号 町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） それでは、議案第24号 町道路線の認定についてご説明いたします。

本路線は、平成28年台風10号豪雨災害の被災者移転地の造成に係る道路となります。

参考資料をごらんください。位置につきましては、町道鼠入川線から分岐いたしまして、いわいずみこども園の近くを通り、町道東三本松線に至る道路であります。用地取得に向け、地権者と交渉を行ってきたところでありますが、用地提供の承諾が得られたことから町道に認定し、移転地に居住する被災者の方はもとより、地域住民の生活の利便性の向上に資する道路とするものでございます。

以上で、簡単でございますが、説明は終わらせていただきます。ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

これから議案第24号について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） この町道は、すごくいいことだと思って見ていました。それで、この新設される町道の右側のほうに細い生活道のところがありますが、これが新しく新設される、新しく新設は同じ言葉ですね、新設される町道と取りつけ道路で多分これつながるといふふうに見ていましたが、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木地域整備課長、答弁願います。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 途中から取りつけ道路のような形で既存の道路につながるといふところも今回の設計の中に組み込んでおりまして、そのような形で通り抜けができるようになります。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 新しく取りつけて、カーブのところというか、これがクランクで決して広い道路ではないのです。しかも、この辺うちが結構あって、救急車両等々が入っていくのにも困難な場所だということで、一つ提案なのですが、地権者が許せばですが、この新しくつくるところのカーブになり始めのところ、空き地があるのですが、ここに道路を附帯して、この空き地に入り込めるようにできないものかどうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木課長、答弁をお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 現地の状況は、確かに狭くて、建物も張りついておりまして、難しいところはございますが、ここの部分につきましても、その地権者のほうからの用地の提供等のご協力がいただければ、道路を局部的に拡幅することは、これは可能かと思っておりますので、ちょっとその辺につきましても、感触も含めて、今後その辺も調査してみたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 確認ですが、場所はここの空き地ということですか、角のところ。この辺の空き地に接続してあげれば救急車両なんかもこっちから入っていかなくても十分入れるだろうと、この空き地に入り込めるようにということでございますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） わかりましたか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） では、よろしくをお願いします。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第24号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

それでは、席がえをお願いします。

---

◎議案第 7 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第 7 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 7 号 平成 30 年度岩泉町一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、当初予算で骨格予算ということで、特にも町単独事業で緊急を要する以外のものにつきまして精査をいたしました。また、新町長におきまして、新たな部分もありまして、その部分を今回補正として上げたもの、また人件費につきましては人事異動に伴う調整を行ったものでございます。

それでは、歳出から主なものについて説明をさせていただきます。15 ページをお開き願います。2 款 1 項 10 目の諸費で委託料 1,283 万 1,000 円の設計監理委託料を計上させていただいております。これは、ケーブルテレビに係る部分でございます。また、その下の部分、事業計画の策定委託料としまして 550 万 8,000 円を計上させていただいております。

15 節工事請負費でケーブルテレビ施設整備工事としまして、1 億 1,520 万円を計上させていただいております。これは、現在は組合のテレビにつきまして、老朽化した部分につきましては随時光回線のほうを取り込んでいくという計画で進めるものでございます。

次に、28 ページをお開き願います。28 ページ下、7 款 1 項 1 目の 15 節の工事請負費で、安全・安心のための環境整備工事費 4,300 万円を計上させていただいております。

次の、29 ページでございますけれども、7 款 2 項 3 目 15 節で町道東三本松 8 号線開設工事費 3,200 万円を計上させていただいております。これは、先ほど町道認定のご審議をしていただいた路線でございます。

次に、30 ページをごらん願います。7 款 6 項 3 目で住宅復興整備事業費 8,936 万 1,000 円を計上させていただいておりますが、これは台風被害からの移転地の部分でございます。

4 目災害公営住宅整備事業につきまして、1 億 796 万 5,000 円を計上させていただいております。

次の下、31 ページでございます。8 款 1 項 5 目の 18 節備品購入費で防災行政無線装置購入ということで 1,204 万 6,000 円を計上させていただいておりますが、これは携帯用の行政無線 35 台、車載 1 台を購入するものでございまして、消防団に配備をする計画でございます。

次に、下の 19 節では、防災士育成研修負担金としまして 225 万円を計上させていただいております。これは、防災士 50 人を要請するための負担金でございます。

次に、32 ページをお開き願いたいと存じます。9 款 1 項 3 目の 15 節工事費で安家小学校の教員住宅の改築、それから解体工事費としまして 4,094 万 9,000 円を計上させていただいております。

歳入でございます。8 ページをお開き願います。17 款 2 項の基金繰入金として総額で 5 億 3,802 万 7,000 円を計上させていただいております。

9 ページ、20 款町債でございますが、1 項 2 目の辺地対策事業債で 1 億 8,410 万円を計上させていただいております。

4 ページをお開き願います。4 ページは、地方債補正でございます。補正前の 12 億 8,070 万円を補正後 15 億 5,450 万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順ですが、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から目ごとに、その後歳入を項ごとに審査することに決定しました。

これから議案第 7 号について質疑を行います。12 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、ありませんか。

2 番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 一般管理費のところ、ちょっとこの予算書のつくり方と申しましょうか、資料等含めてお願いします。

これまで慣例で、新規事業等については概要書を添付してもらっています。そして、今回の議案第8号でも一部添付がありますけれども、今度この一般会計にはないわけでありまして、我々これ議案書でもらうわけでありまして、事業がいっぱいありますし、特に新規含めてわからないわけでありまして、でありますので、継続事業は今までもなかったわけでありまして、新規の事業については、やっぱり説明の概要書を添付していただければなと。その親切と申しましょうか、そうすれば審査が深まるのかなと、スムーズにまた議事も進むのかなと、そんなことを感じました。ということで、これまでは出してもらっていますので、今回なぜ出なかったのかなと。そういうことで、これについて今出せといっても無理でありますので、次からはやっぱりこれについてもご配慮がいただければなと思います。これについて、もしお考えがありましたらお答えください。

○委員長（坂本 昇君） 答弁させます。

総務課長、新規事業についてお願いします。

○総務課長（應家義政君） 新規事業等の概要につきまして、説明がしづらい部分を今回ピックアップさせていただきましたけれども、委員ご指摘のとおり、新規事業につきまして、複雑な部分につきましては、今後計上させていただきたいと考えてございます。

例えば先ほど説明の中にありましたけれども、防災士の育成等々、50人分上げますよと、これも新規事業でございますけれども、例えばその前段の無線機等につきましても、詳細、若干紙で説明をしなければ、複雑なものについては上げさせていただきたいと考えてございまして、今回のようなスタイルになってございます。

今後におきましては、さまざま意見交換をしながら、記載すべきものにつきましては、そういった対応をしてみたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ぜひそのようにしていただければなと思います。それ全てやれということではありませんので、物によって、やっぱりあれば、先ほど言ったように審査等も深まるのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） では、そのように取り計らいをお願いします。

1目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 続いて3目財政管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 5目財産管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 6目企画費。

2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 13ページ、13節でまちづくり総合計画アンケート調査の委託料が上がっております。この内容についてお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 内容について、どなたですか。

○政策推進課長（三浦英二君） 佐藤室長。

○委員長（坂本 昇君） 政策推進課、佐藤室長、答弁をお願いします。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） お答えします。

こちらの委託料につきましては、現在のまちづくり総合計画が平成31年度までとなっております。策定作業につきましては来年度ということにはなるのですが、その前段の幅広いニーズ調査といたしまして、住民アンケートを実施したいと考えております。

内容につきましては、まだ検討中の部分もありますけれども、これまで全世帯を対象に実施してきた分もありますが、どうしても世帯主の方の記述といえますか、多少年代の偏りもあったりするのでは、その辺を踏まえて、例えば若年層等々、年齢を区分した形でニーズ調査できればいいのかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 次期計画に向け、総合計画に向けての事前の調査ということで、これまでと同様に調査をするということの内容でありますので、よろしくをお願いします。

あと次に、13節に不動産鑑定評価委託料ありますけれども、これは何でしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 不動産鑑定について。

○政策推進課長（三浦英二君） 船越主査。

○委員長（坂本 昇君） 政策推進課、船越主査、お願いします。

○地方創生対策室主査（船越光栄君） お答えします。

平成 27 年度に町内森の越地区に 6 区画宅地を分譲した場所があるのですが、平成 29 年度にその隣地を 3 区画宅地の造成工事を行いまして、そちらの 3 区画ともに、ちょっと形が不成形等であるために、そちらの分譲価格については岩泉地区を管轄している岩手県宅地建物取引業協会沿岸支部長に分譲価格について相談したのですが、その際に適正な価格で分譲するために、土地鑑定評価を進めていただいて業務委託をするものです。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） どうぞ、2 番。

○委員（畠山和英君） それでは次に、済みません、内容確認だけで申しわけないですが、19 節に町のまるごと営業本部の補助金があります。これ毎年継続でやっているわけでありませけれども、これまでの成果を踏まえて、引き続きやっていくということなのかとは思いますが、30 年度は何をやるのか、そのまず内容についてお願いします。

○委員長（坂本 昇君） まるごと営業本部について。

○政策推進課長（三浦英二君） 船越主査。

○委員長（坂本 昇君） 船越主査。

○地方創生対策室主査（船越光栄君） お答えします。

今年度実施する事業ですけれども、三つの柱で実施いたします。

まず 1 つ目は、セールスプロモーション活動としまして、J R 商談会「岩泉フェア」等を開催いたします。2 つ目に、岩泉型インターンシップを実施します。それから、3 つ目として、まるごとコネクターの設置の三つの柱で今年度は岩泉を売り込んでいきたいと思ひます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） どうぞ、2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） この 3 つの柱でやるということで、J R 商談会は今までずっとやっていますし、まるごとコネクターといたらどういう内容ですか、ちょっとわからないので、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） コネクターについて。

○政策推進課長（三浦英二君） 船越主査。

○委員長（坂本 昇君） 船越主査。

○地方創生対策室主査（船越光栄君） お答えします。

首都圏在住の岩泉に精通した穴田光宏さんという方がいらっしゃるのですけれども、その方に業務委託をして、主に首都圏での特産品の物販活動や交流人口、関係人口の拡大に向けた情報発信、コーディネート等を行っていただいております。当町と首都圏、人や物等をつなぎ、岩泉ファンを獲得することを目的としております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 13節の潜在的移住希望者増加促進事業の関係ですが、これについての内容をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 内容説明であります。

○政策推進課長（三浦英二君） 船越主査。

○委員長（坂本 昇君） 船越主査、答弁。

○地方創生対策室主査（船越光栄君） お答えします。

人口流出が進む中、平成27年度に策定しました岩泉町まち・ひと・しごと創生総合戦略において、岩泉町の新しい人の流れをつくる、それからU、I、Jターンの促進、そして具体的な施策としては、都市部の交流促進という目標を設定しております。この事業の内容ですが、首都圏において、岩泉町に関心のあるものと、さらにターゲットを絞った岩泉町出身者を対象とした交流イベントを首都圏で2回開催します。岩泉町に関心があるものについては、岩泉ファン化をさせて、岩泉町出身者については、その中にもいる潜在的移住希望者の増加を促進することを目的として実施いたします。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 質問が少しづれますけれども、今月号の広報で、人口がふえているのです。こここのところ、どうしてふえたのかが知りたいのですが、そここのところ、わかりましたらお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 人口増の理由がわかるかどうか。

三上町民課長。

○町民課長（三上久人君） 小野寺戸籍住民室長。

○委員長（坂本 昇君） 小野寺室長、答弁。

○戸籍住民室長（小野寺貴幸君） お答えいたします。

明確な理由等ではないとは思いますが、4月、5月にかけてお引越しをしてきた、転入の届けのほうが多いと多くございます。3月にそのとおり転出、岩泉町外に出るという届けが多かったです。そこで減って、4月、5月ということで転入の届けがあったものというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 先ほどのまるごと営業本部の関係ですけれども、べらべら説明されて、ちょっとよくわからなかったのですが、今までの継続事業で事業をやっているのもあるし、新しいものもあるのかな、やっているわけですが、そうしますと、その効果はどういう効果が出て、そして今年度はどうやって生かして、目的はどんな目的でやっていくかという、そこらをゆっくり、今年度はこれに力を入れてこうやっていくのだというのがあれば、もう一回。

○委員長（坂本 昇君） まるごと営業本部の今までの経過等。

三浦政策推進課長、答弁願います。

○政策推進課長（三浦英二君） まるごと営業本部につきましては、これまでも継続をいたしまして、そのときそのときの必要な時期に応じたタイミングでの施策を打つということで、変化をそれぞれしながら事業を進めてまいりました。

いずれ岩泉を売り込む、そして岩泉のブランド化を図る、あるいは岩泉に関心を持っていただく、人を呼び込む、そういったことを目的としてやってまいりました。その中で、商談会を開催する。これによって当然取引がふえたところ、あるいは継続した取引まではいかなくても、サンプル等々を出したことによりまして知名度が上がっている、最近の例ですと、ホルモンもその一つではないかなというふうに思っております。

そういったことで、岩泉町をいずれ丸ごと売り込んでいくのだという大義名分のもとで進めておりますので、それぞれの効果につきましては、取引にあらわれているものもありますし、目には見えないですけれども、岩泉町の知名度のアップというものには貢献をしているというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 商談会については、取引にもつながっているのもあるということで、今年度も続けるということではありますが、そうしますと、インターンシップとかコネクターについてもどういう状況なのかなど。そして、今年度はここを変えてやるとか、新しいのも組み入れながらやるとか、ただ同じようにやるとか、そこからもうちょっと、いま一度お願いしていいですか。

○委員長（坂本 昇君） インターンシップとコネクター。

三浦政策推進課長、答弁。

○政策推進課長（三浦英二君） インターンシップは、今年度で3年目になります。これも一つの地方創生の流れの中で、高校生ではなくて学生でございます、大学生でございますけれども、いかにして岩泉町に関心を持っていただき、そして岩泉町での仕事を希望していただけるような何とか取り組み、あるいは岩泉町の支援もしていただけるような取り組み、そういった若いうちからの知名度アップという部分で取り組みを始めたところでございます。

これがなかなか昨今の情勢でございますけれども、大学生の希望、岩泉町にインターンシップに来ていただくというのは、今のこの時期だけだとは思うのですけれども、非常にこれは困難な状況にあります。要するに学生から岩泉町を希望していただけないという現実があるわけでございます。そういった中におきまして、先ほどご説明をさせていただきました穴田コネクターでございますけれども、こういった方々の、それこそ広いコネクションを使った県内の大学に入り込み、教授とつながり、研究室とつながり、そういった中で学生を発掘して岩泉町に連れてきていただけるというようなことで実施をしているものでございます。

近年ですと、昨年参加をしました大学生が、戻りましてから盛岡のほうでフェアなんかを開催した際には、うちの担当者、それから穴田コネクター等々をそのフェアにわざわざ呼んでいただいて、大きくPRをしていただいたりとか、そういった関係人口の増加にもつながっているなどというふうに思っております。

それから、コネクターにつきましては、かつては首都圏のほうに居を構えて、そこを拠点にして岩泉町を売り込んでいこうというようなことで、家賃等の負担をしたりしながら、広く営業等々を考えていたり、やっていたりしたわけでございますけれども、それよりは人を、これにふさわしい人、適当な人を何とか選んで、その方からまさに八面六臂の活躍をしていただく。このことのほうが実効が上がる。そして、それにふさわしいまた人材がいらっしゃるということで

お願いをいたしまして、今それが効果が上がっているなどというふうに認識をして今年度も継続をお願いしているものでございます。これは、効果を検証しながら、今後も進めさせていただきますので、何か違う新しい方法、あるいは世の中の流れが、また変わった方向に行くということになれば、それなりのまた対応を考えるというふうに思っております。

このまると営業本部事業も、果たしてこれが来年度も継続をするか、あるいは今年度でまた事業の組み立て直しをするのか、それらも踏まえた中で、私どもとしては施策を考えていきたいと、組み立てていきたいと、このように考えております。

○委員長（坂本 昇君） 1 番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） ここで質問しようとは思っていませんでしたけれども、話を聞いていて、岩泉を売り込んでいくということで頑張っているんじゃないかと思えますけれども、1 つに食を通じて売り込んでいるのにホルモン鍋発掘隊というのがありまして、それが全国的に有名な B-1 グランプリという、地域おこしと食の PR というか、そういったものの参加加盟準備団体に今回なりました。そうすると、全国的な団体ですので、これから岩手県内だけの活動ではなくて、実際に来年に全国大会は兵庫県で行われます。もし正式に加盟団体となると、そっちにも行かなければいけないですし、メディアに取り上げられる回数も格段にふえると思います。今まで多かったのですが、そういったことも踏まえて、今事務局を地域づくり協議会でやっていますので、そちらといろいろ協議を重ねながら、岩泉をさらに売り込んでほしいなど。これは、要望でございますので、ぜひそういったことも考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 要望なそうですが、まると営業本部も絡めてお願いをします。

4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 今回の補正にはかわりはないのですが、風力発電について質問したいのですが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 企画費ですから、いいですかね。

○委員（八重樫龍介君） 去年の全員協議会で議員に示されました風力発電、5 カ所ほどございました。その後の進捗状況についてお伺いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 補正ではありませんが、わかりますか。

○政策推進課長（三浦英二君） 佐藤室長。

○委員長（坂本 昇君） 佐藤室長、答弁をお願いします。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） お答えします。

現在町に関係する事業所、5事業所ありまして、そのうち岩泉町に風車の設置を考えている業者4事業者ございます。現在は、計画どおりといたしますか、環境アセスメントの手続を行っております。ここ一、二年の状況につきましては、新たな部分ですと一部釜津田の一杯森といたしますか、外山の奥、宮古市川内境の風車のグリーンパワーインベストメントという事業所になりますが、そちらの事業で東北電力の送電線のあきがないというような状況で、電源接続募集プロセスという新たな手続が必要になってきて、これは事業所間の入札制度のようなものになるのですけれども、こちらの入札の方法といたしますか、そういった部分がまだ東北電力のほうから示されないという状況があるようです。こちらは、国レベルのエネルギー対策の部分で、今検討をしているようですが、それが示されれば進むのかなというような状況はあります。そこは、当初平成30年度の工事着手の予定だったのですけれども、そういった状況もありまして、ちょっとおこなっているというような部分で聞いております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 売りたいくても、東北電力のケーブル等の問題でなかなか売れないとなりますと、大変これが税収にも影響を及ぼしてくると思うのですけれども、そうなりますと、今言われましたグリーンパワーは、今年度の着工予定だったけれども、ちょっとおこなっていると。あと残りの田野畑から有芸、それからウインドファーム等々は、最悪の場合中止も考えられるのか、そこをお伺いします。

委員長（坂本 昇君） その他について。

佐藤室長。

○政策推進室長（佐藤哲夫君） 現在のところ、中止するとかというような部分で考えているものはないというふうに聞いております。今の送電線の関係は、グリーンパワーの分がちょっと今支障になっている分がございまして、それ以外の分では特にそういった問題は出ていないようには聞いております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 企画費、あとはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次に、7目支所費に入ります。

10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） ここでお聞きします。昨年の台風で災害復旧のことで聞くのかどうかちょっとわかりませんが、支所の移転についてお聞きします。

当初予定地が早く決まるのではないかということでしたが、随分かかっているような気がしますが、まだ決まっていないのですか、もう決まったのか、その内容についてお聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 支所の移転について、どちらですか、答弁は。

政策推進課、三浦課長、答弁願います。

○政策推進課長（三浦英二君） 安家地区の支所を初めといたしました屯所あるいは診療所等々の公共施設の部分につきましては、いずれ複合して集約してやったほうが実効が上がるであろうということで、これまで住民の皆さんにも説明をしまいいりました。河川改修のライン、それから用地、適当な用地ということで、ずっと町のほうでは進めてきたわけですが、ここに来て、ようやく用地のめどもつきつつあるという状況になっておりますので、これから進めさせていただくと、先日答弁をさせていただいたとおりでございます。その中で、もちろん支所の施設を中心として進めるということでございます。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 随分難航したようですが、その建物、支所だけなのか、改善センターも、被害はなかったけれども、あるのですが、そういった複合施設も計画にあるやに聞いているのですが、どういった建物が一緒に入って複合施設になるのか、その辺の中身についてお聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 今検討しておりますのは支所、センター、それから屯所、診療所、それからバス停ですとか、そういった被災を受けた公共施設の復旧ということを中心に今考えているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 病院は入らないのですか、診療所。そうすると、郵便局は別ですか。高齢者になると、病院とかそこで用足して。別であれば別でいいですけども、できるだけ高齢者が歩かないような方法で済めばいいなと思うのですが、支所を発着点というか、バスで来て、バ

スで帰るような状況にできればと思うのですが、その考えは、郵便局がだめならだめなのか、その辺について聞きます。

○委員長（坂本 昇君） 郵便局についてはどうかと。

三浦課長、答弁をお願いします。

○政策推進課長（三浦英二君） いずれ公共施設の一つであるというふうに認識をしております。委員も多分思っていると思うのですが、極めて難しいかなというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） きゆう移転整備計画を、全員協議会でもあったのですが、整備予定地とありますが、安家、今の支所の脇のあたりに。そこが場所なのですか、予定として。

○委員長（坂本 昇君） 予定地について、どうぞ。

三浦政策推進課長、答弁願います。

○政策推進課長（三浦英二君） どうやら用地のほうも何とかご了承をいただけそうだというふうに伺っておりますので、そこを第1候補地として考えているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 今まで使っていた改善センター、あれはそのまま、たしかあれ借地だったような気がするのですが、そのまま建物とかは個人に返すのかどうか、その辺について。

○委員長（坂本 昇君） 跡地利用、生活改善センター用地。

應家総務課長、答弁願います。

○総務課長（應家義政君） 集会施設につきましては借地でございまして、そののを返すのか、壊すのかにつきましても、今計画の中でどういった施設を集合化するかというのも検討を進めている段階ですので、基本的には、明確には言えませんが、壊す方向で行くのかなと思っておりますけれども、それも詰めながら対処してまいりたいと、こう思っております。

○委員長（坂本 昇君） 支所費、よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、10目諸費に入ります。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ケーブルテレビの関係、まさにこれ新規事業だと思って私明確に掘り下げ

て聞きたいのですけれども、六十幾つのテレビ組合があるわけですが、その一元化に向かって  
いるのかどうか、まず。

○委員長（坂本 昇君） 答弁させます。

○政策推進課長（三浦英二君） 小成室長。

○委員長（坂本 昇君） 政策推進課、小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

○委員長（坂本 昇君） マイクを近づけて、もしくは悪い場合は交換します。

○行政情報室長（小成 健君） 今回のケーブルテレビ事業ですけれども、今までテレビ難視地区  
におきましては、テレビの共同受信組合方式で受信しておりまして、その施設改修、維持に対し  
まして町のほうで助成して、施設の維持管理に努めておりましたけれども、これを一元化しまし  
て、町で1カ所の受信点でテレビの電波を受信しまして、IP告知ぴーちゃんねっと、あの光フ  
ァイバーケーブルにテレビの信号を乗せまして、そして各家庭にテレビの信号を送るというこ  
とで、今まであったテレビ共同受信組合は全て廃止する方向に持って行って、最終的には町で一つ  
の大きなケーブルテレビ局といいますか、共聴組合というような形を目指して、この事業を実施  
するという趣旨になっております。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） すごい事業だと思っております。それで、この持っていく方を基本的にど  
ういうふうを考えているのかによって、その後の利用法というのが格段に広がってくると思うの  
です。このケーブルテレビの施設ができれば、全町に配信できると思うのですが、片方ではそれ  
を通さないでも現在のアンテナで地デジを受信できるという状況があります。その2種類になる  
ことによって、ケーブルテレビを町の情報として発信する場合に、むしろ1種類に、今アンテナ  
で受信している方も含めて、一括で一元化の方向に持っていったほうが将来的にはいいのではな  
いかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長（坂本 昇君） 一元化についてでございますが。

小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

今回のケーブルテレビ事業ですけれども、いわゆる民間のサービスとしてのケーブルテレビの  
事業とはちょっと異なりまして、あくまでも難視対策として実施するものであります。したがっ

て、今のアンテナで受信しているエリアは含まずにといたしますか、加入するという事は想定せずに、難視対策のテレビ共同受信組合を取り込んでいくという予定での事業となっております。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、更新時期が来た組合から順次配信していくというような考えだと思うのですが、それぞれの組合が年間 3,000 円ぐらいの組合費で運営している実態があります。そうすると、ケーブルテレビを廃止した場合の費用というのはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長、答弁をお願いします。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

委員ご指摘のとおり、確かに各テレビ共聴組合では維持管理のために月額、年間の使用料といえますが、それぞれお支払いいただいておりますけれども、町が主体となる今度のケーブルテレビに関しましても、同じように料金設定をさせていただいて、年額幾らとか、月額幾らというような方式で徴収する考えであります。ただし、金額に関しましては、まだ検討段階となっております。各組合で維持する施設であれば、組合ごとに電柱の使用料やケーブルの維持費、電気代とかかかりますけれども、今回の仕組みに関して、あくまでも今あるぴーちゃんねつの線に信号を流していきますので、伝送路の維持管理というものは基本的には発生しません。必要となるのは、センターの維持、発信・受信点と送信所の維持と、あと各家庭にある端末が、ぴーちゃんねつの信号とテレビを分ける機械を置くのですけれども、その維持費のみになりますので、それを踏まえて開局までに料金設定をさせていただくというような予定をしております。

○委員長（坂本 昇君） 野館委員。

○委員（野館泰喜君） 更新時期が来た組合から順次入れていくということですね。そうすると、先ほど申し上げましたように、私が現在入っている組合は年間 3,000 円です。金額はまだ決まっていないということですが、早くやってもらうと 1,000 円で済むという状況が生まれてくるわけです。そうすると、更新時期を待たずに前倒しでもっと広げたほうがいいのではないですか。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長、答弁。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

基本的にはといたしますか、原則は更新時期に取り込むのが本来だと思っておりますけれども、当然一律で、一番いいのは一律でやれば、その各組合の差はなくなりますので、全く差は出な

いのですけれども、今までの地デジ化に伴う国庫補助、あと台風災害の災害復旧による国庫補助が入ったりしている組合が結構ございまして、その財産処分年限の縛り等がありまして、今のところ今国とは協議はしているのですけれども、いずれ町としましてもできるだけ早い時期に各組合を取り込むという方針ではありますけれども、その辺の絡みがあるので、国と今調整していつて、やれるところからできるだけ早くというような方針ではおります。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 済みません、長くなって。非常に大きい事業だと思いますし、今後とも住民にとっては非常にありがたい事業だと思っております。それで、何とか進めていただきたい。

それと、あと一方ではピーちゃんの端末機を 700 台入れます。ところが、片方ではこのピーちゃんの利用率というのが、想像でありますけれども、多分思ったより低いのではないだろうかという想像が片方ではあります。そこで、利用率向上も含めて、テレビのほうがかうやってケーブルテレビで一元化するという方向に動いていると。もう一方で、従来から問題としてラジオがあります。ラジオの問題は、これはもう解決不能に近い状況に現在来ていると認識しております。そこで、ピーちゃんを利用して、ラジコ等を利用すれば、私の頭ではピーちゃんに、端末機にラジオを流せると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長、答弁。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

確かに今町で配信している、基本的に利用している I P 告知端末、ピーちゃんねっとの仕組みがあります。今回これにかぶせまして、ケーブルテレビといいますか、テレビの信号を同じケーブルに流し始めます。そうすると、残っていくのがラジオになるわけですけれども、その I P 告知システムのほうにラジオを流すとなりますと、許可の絡み等がございまして、かなり難しいと認識しています。

今回のケーブルテレビ事業ですけれども、今私のほうといいますか、町のほうでちょっと設計しているところでは、各テレビ放送ですか、6 局の再送信と、あと 2 つ、FM 放送、ラジオの FM 放送を 2 局そこに流し込もうという設計をしております、今のところの予定では、そのものの FM 放送ではなくて、震災後に小本地区に対しまして、I B C の AM 放送を FM 変換して現在流しております。今 NHK が、民間なのですけれども、NHK において、自主的に小本地区に対して NHK 第 1 放送を FM 変換して今年度流すという事業を実施しております。小本地区でその

2つのAM放送が聞けますので、それを今回のシステムで小本地区で受信しまして、このテレビのセンターに持ってきまして、テレビの信号と一緒に流してやろうと思っています。実質流れるのは、テレビ6局とFM、AM2つを全町に対して流せるというような想定をしております。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） すごく大事なところで、お昼が来ましたので、午後続けて質問したいと思うのですが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） はい。

それでは、お諮りします。この10目諸費を残して昼食に入ってよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、10目諸費を残して昼食及び諸会議のため、午後1時半まで休憩します。

休憩（午後 零時00分）

---

再開（午後 1時30分）

○委員長（坂本 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから休憩前に引き続き、議案第7号の審査を行います。14ページをお開きください。2款1項10目諸費、午前中に引き続き質疑を行います。

13番、野館泰喜委員。

○委員（野館泰喜君） 1時間半経過してしまいましたらば、忘れたような気もしますが、最後のところでラジオのことが出ました。そこで、整理したいのですが、今年度この施設の整備工事が行われます。そして、でき次第運用開始ということになると思うのですが、その場合に、先ほどの災害等の復旧事業で直したところは縛りがかかると、それ以外の縛りがかからない部分については一斉に始められるのかどうか、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 政策推進課、小成室長、答弁願います。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

去年実施しました台風10号災害の災害復旧した施設に関しましては、確かに災害復旧後といいますが、財産処分の年限がありますので、その年限経過するまで着手できないことになっている

のですけれども、その他の施設に関しましても地デジ化の際、平成 21 年度、22 年度あたりの国庫補助が入っておりまして、その縛りがあります。それも施設によりまして 6 年の財産処分の期限がある機器が入っている施設があったりとか、10 年のところがあったりとか、13 年があったりしていますので、その各組合ごとに、個々個別に今総務省と協議しておりまして、いずれ年限というか、その縛りをクリアしたところから順次移行を進めるというような予定でおります。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、運用開始になったところにつきましては、そのままでは多分使えない、セパレーターなり分配器を設備するという、その作業が来ると思うのですが、その費用と工事についてはどのように考えているか、お答えください。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長、答弁願います。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

今回工事請負費で 1 億 1,520 万円予算措置しておりますけれども、この中に各家のほうにも、ぴーちゃんねっとの信号とテレビの信号を分配するというか、分ける機械を設置するのですけれども、その機器の設置費も今回予算ので約 70 世帯分入っておりまして、今後もその年度年度で、移行する世帯数が決まり次第予算措置して、随時施工していくというような仕組みになります。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、どうぞ。

○委員（野館泰喜君） 受益者負担として実費負担は発生しないのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） 今うちのほうで想定していますのは、当初のというか、設置時の費用負担ではなくて、あくまでも運用に係る費用負担を月額幾らといたしますか、年額幾らというような料金設定をして、受益者に負担していただくというような考えを持っています。

○委員長（坂本 昇君） 13 番。

○委員（野館泰喜君） そうすると、今度はラジオの部分で、テレビの場合にはセパレーターの設置が必要だと、ラジオを端末から流す場合には、端末機は何を用意すればいいのか。そして、あるいは現在持っているラジオを使えるのかどうか、そしてそのラジオを使う場合にはやっぱり分配器なりアンテナなり何かが必要だと思うのですが、それはどのようにになっているのか。

○委員長（坂本 昇君） 小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

ラジオに関しましてですけれども、今の予定でといいますか、今の設計であれば、各家の中のテレビの機器といいますか、配線をそのまま利用できるような予定です。入り口のところで分配器を、ぴーちゃんのやつを分配器をつけるのですけれども、宅内はそのままテレビは使えるというような仕組みになっていまして、そのテレビの信号とあわせてラジオの信号も流れるというような状況になります。例えばテレビの線を1個むき出しで、銅線といいますか、同軸があるのですけれども、あれがあればそこにアンテナをつけるだけでラジオの入りは基本とれるというような仕組みになるのですけれども、それ以外に各家庭の中でテレビの同軸の線につけて、家の中だけで電波を飛ばせるような機械が市販されておまして、それを電波法の許可ぎりぎりのところで、許可を得ずに家の中でつけられるやつが幾らぐらいで入るかとか、入れられるかというあたりをちょっと検討しておまして、そこに関しては業者と協議中です。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、今のをつけると、今各家庭で持っている小さいラジオでラジオ放送を受けられるということによろしいでしょうか。

それから、この一連の流れについて、住民にわかりやすいように広報するべきと思いますが、その広報はどのようにお考えか、お聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 2点について。

小成室長。

○行政情報室長（小成 健君） お答えします。

家庭内のラジオに関しましては、家の中で電波を出すような機械が設置できるようになれば、今ある機械はいずれそのまま使っていただけるというような仕組みになる予定です。

あと、2つ目の周知、広報の方法ですけれども、今事業を組み立てているまさにその途中で、あと少し組み立て終わるまで時間かかると思いますので、確実に組み上げたところで議員の皆さんにお示ししまして、中身を詰めたところで新たに正しい最終形で住民に周知するというような方法をとろうと思っております。

○委員長（坂本 昇君） そのほかこの10目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項徴税費に入ります。

失礼しました。入る前にここで、報告第9号 岩泉ホールディングス株式会社の経営状況報告

についての質疑を行います。ございませんか。

5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 議員配付した資料の中の監査報告のところ、若干お尋ねしたいことがあります。

これは、株主総会に提出した原本の写しでよろしいか、まず確認をしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） 本町におきまして、従来議会のほうにご報告を申し上げてきた中身につきましては、これまでも各会社の株主総会の資料を基準にして、報告をそのままさせていただいております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ご存じのとおり、会社法が変わってから、機関設計が、会社ごとの機関設計は自由にできるわけなのですが、その中で監査役を置いているところでは会計監査のみではないと、業務監査も含まれるということなのですけれども、監査の結果について取締役の業務監査の記載がないと。これは、法令に違反する報告書ではないのかなと思われるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） どうでしょう、業務監査。

三浦政策推進課長。

○政策推進課長（三浦英二君） ご報告をさせていただいております監査報告書は、まさに株主総会で報告をしたものの写しをつけさせていただいておりますが、この監査報告書の中で最初のほうの業務の執行に関して監査を実施いたしました。さらに、グループ会社である4社につきましても、業務の執行に関する監査を実施いたしました。そして、監査の結果につきましては、適法かつ適正に処理をされているというふうにご報告をさせていただいております。

この業務の執行の中身につきましては、1の監査概要のところには職務の執行と計算書類、附属明細書、関係書類というふうなことで、ここで説明をさせていただいて、結果を報告したものであるというふうに思っておりましたので、委員ご指摘のとおり、業務全般について監査を行って、結果を報告していただいたものというふうに捉えております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） そのとおり、上には業務監査も書いてあるけれども、監査の結果という

ところに業務監査も正常だというふうに本来は記載されなければいけないのです、会社法上は。機関設計で、例えば監査法人が入っていればまた違う報告の仕方がある。あるいは検査役がいれば、その報告の仕方がまた違ってくる。あるいは、取締役会に対する監査報告、株主総会に対する監査報告、全部違うわけなのですが、いずれにしても、この報告だと若干まずいのではなからうかと思われますので、再度検討していただきながら、お互い、私も勉強しますが、担当課長さんに限らず、他の課長さんたちもいつ担当になるかわかりませんから、それぞれが勉強していただいて、ホールディングスの、それこそ10億円の資本金が投入されているわけですから、勉強していただきながら、誰が聞いてもホールディングスのことがわかるような、そういう体制をぜひ役場の中でも整えてほしいなというふうに思います。

○委員長（坂本 昇君） 答弁はどうですか。

○委員（三田地久志君） 答弁をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） では、今のような分で。

三浦課長、お願いします。

○政策推進課長（三浦英二君） ただいまの委員のご指摘につきましては、先日の株主総会でも同様のご指摘があったというふうに私も今思い出しましたので、これにつきましては会社のほうでも検討というか、見直し等々が必要かどうか調査をしておりますので、私も会社のほうも確認しながら、より適正な表現、報告書となるように精査をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 若干もう少し確認をさせていただきたいのですが、過日の一般質問の中で、町長の答弁だったかな、末村副町長だったか、どっちか忘れましたが、ワーキンググループを今現在実施しているということでした、ホールディングス含め子会社の皆さんとのワーキンググループをやっていると。今どの程度進んで、どういう方向性を見出そうとしているのかというのが、当事者として末村副町長が開示できる分で結構でございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

さきの本会議におきましてワーキングチームが指導したところと、したがって、そこで一

定の方向性が取締役会等とのやりとりを通じて出る中で、適切に議会の皆様方のほうにもご報告、またご助言をいただく機会を設けるということで申しておりましたが、その準備会というレベルで、役員会に一定の下書きのような、素案のようなものをご提示するための準備を現在鋭意進めさせていただいております。5月21日がさきの総会で行ったので、その後1週間のうちに準備に着手をさせていただき、直後の役員会において、ワーキングチームという方法論で、メンバーを適切に選任しながら進めていくということについて承認をいただいたところでございます。

その上でですけれども、現時点における第三セクター全般の幾つかの課題についてですけれども、複数の組織が経年の中で、その時その時においては大変適切に設立されたことは言うまでもないことではあるのですが、時流の流れと外部環境の変化等々に必ずしも合致し切っていると言うわけにはいかないという局面も見受けられますので、それらを、組織全体のあり方そのものもしっかり見直していくというような観点が必要であろうかというふうに思っております。

もう一方で、しかしながら現実には複数の組織が存在しているというところでございますので、それぞれの会社における業績をしっかり向上させていくという、根本の内側からの改革というようなことを2本立ての柱で取り組むということが適切なのではないかとこのところまで現時点では方針を検討しているというところでございます。

これらのメンバー、それから特に組織のあり方については、スケジューリングなども大きく、一番の節目としては台風第10号に被災したという大きな出来事を経験してホールディングス化、その後に経験をしたということで、補助金であったり、適債性であったり、それから節税の対策であったりというようなところでさまざまな課題が具体的に見えてきておりますので、これらについてはスケジュールをしっかりと示しをしながら進めていく必要があるということで、町長の明確な指示のもとにその準備を進めてさせていただいているというところでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 今の件は了解しました。

次に、末村副町長は各社、子会社全部取締役になったと。取締役の権限と責務とといいますか、会社法によると取締役は代表取締役を含めての管理監督も、それぞれが責任、全員あるというふうに私は認識しているのですが、その辺については各社の取締役の皆さんはそういう意識を持つ

ていると思われませんか。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長、答弁をお願いします。

○副町長（末村祐子君） 答弁申し上げます。

各社の役員、また幹部職員の方々も含め、ご自身たちの業績を回復するに向けて、さまざまな知恵を出し合っておられるという現状は把握させていただいております。しかしながら、その方法論について十分な吟味ができて、最善の方策を生み出すに至るようなプロセスが全ての社で図られているかという点については、私自身も現場をしっかりと見せていただき、十分な、適切な方法論というものを探っていく必要があるというふうに役員の一員としても自覚をしているというところでございます。

おっしゃられたとおり、管理監督していくという立場もでございますので、1人の役員に委ねるということだけでなく、しっかりとその取締役会設置会社として、会の責任を果たしていくということが重要であろうというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ちょっと長くなってごめんなさい。取締役会を設置している会社は、3カ月に1回以上取締役会を開催し、代表取締役はその執行状況を取締役に報告しなければいけない。これは、間違いなく3カ月ごとに行われている様子でしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 過去においても、代表取締役会長及び代表取締役社長、加えて各役員、適切な役員の方々を含めた役員会が開催されているというふうに認識をしております。ただ、中身、内容の吟味の方法論の部分についてが今後に向けての改善点というかというふうに認識をしているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 取締役会でも議論されているかどうかちょっとわからないのですが、平成28年に会社法も改正されて、会社法施行規則の中でたしかコーポレートガバナンス、コンプライアンス、これ大会社は必ず実施しなさいというふうに記載されている。同じように、中小の会社でもそれに準じてすべきであるというような法解釈がなされています。昨年の12月に一般質問でそれをやろうと思ったのですが、質問書を読んだだけで諸般の事情でやらなかったのですけれ

ども、その辺も含めて、今後ワーキングチームなりなんなりの中で上手に各社あるいはホールディングス、きちんとガバナンス、コンプライアンスという部分を取締役がまずは見本を見せなければいけないのですが、その辺をやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 私も役員の一員として、委員ご指摘及びご認識と全く一にしております。

ガバナンスについては、これは実に多様な形態というのが組織の規模、それから設立の経緯、または扱っている商材等々によって、実に多様な形というのが存在しております。恐らく岩泉町における第三セクターグループ各社の形については、その形態、ガバナンスのありようという部分でこれまでさまざまにトライアルもなされてき、同様に暗中模索もしておられるという認識でおりますので、先ほど申し上げた台風第10号という大きなメルクマールを経験した後のこれから先をにらんだ形での最適なガバナンス形態というものを最初に探っていく必要があるというふう

に認識しているところでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 最後なのですが、各社の事業目的、定款に定めてそれぞれありますが、目的どおり果たして執行されているのか、皆さんがそのような会社運営をしているのかどうかというところは、我々にはわからない部分でございますので、やはり取締役として入ったいただいた以上、その辺も確認していただきながら、間違いなくその事業目的にのっとった会社運営がされているかどうかということも確認をしていただきながら、取締役として執行していただければと思いますが、その辺の認識をお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 委員ご指摘と全く認識を一にしているところでございます。

具体的に申し上げますと、役員就任の以前より、例えば商品のラインナップが各社の目的であったり、社名であるものとは少し違うラインナップを持っているという社も中にはございます。経緯を確認していきますと、例えばクレームの処理であったりとか、販売促進の体制であったりというところが十分に整っていないというようなことを背景にラインナップが変わってきているというようなこともあろうかとは思いますが、やはり各社のそもそもの目的に沿った形で、最終的な第三セクターの重要な目的というのは言うまでもございませんけれども、地域の経済を

活性化し、当然雇用も含む。加えて、それだけにはとどまらず、岩泉地域全体のイメージをこれまで以上に向上し尽くしていくというところにあるかというふうに思いますので、そういう点から見ても、商材のラインナップというのが社に合っている状況、または組織全体のあり方というのが適切であるという、その両方で究極の目的に向かって進む体制というのを整えていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 5 番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 最後に、それこそ岩泉町民全員が株主なのだという意識を職員の皆さんにもぜひ持っていただいて、間違いない会社運営をしていただくということをお願いして終わります。

○委員長（坂本 昇君） 12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） ホールディングスの中の岩泉乳業、実は産業、総務合同でホールディングスの幹部の方々と意見交換会をした中で、私は疑問に思ったので、ひとつ確認をさせていただきますが、同僚議員の質問の中でも、岩泉のブランドとして将来6次産業化にこのものを進めていくという話があったのですが、ただ乳業の当初の株主の生産者の方々は、いずれ岩泉の牛乳にこだわって、そして岩泉産の牛乳でもって製品をつくって売り出すというのが根底にあったわけ。そこで、原産地の表示が岩泉だと思っていたのだが、この間の山下社長の話によりますと、何かそれが「県内産」という表示に変わったという話をしたのですが、県内産でも1次、2次、3次で6次産業になるわけだが、6次産業が成り立つのかどうか、地元の産物でなくても。それについての見解をお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） この見解については、農林水産課長ですか。

どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

県内産表示による6次産業化ということが果たして適正かどうかという観点につきましては、いろいろ議論等があるかと思えます。まず、現状につきましては、8月なり12月の商戦の際に一部町内産の原乳が足りないということで、表示につきましては「県内産」ということで改めたというふうに伺っております。

いずれにしても、設立当初、そのとおり酪農家の乳業施設ということで立ち上げておりますし、経営が厳しかった際にも酪農家のために町も支援してまいりましたので、これからも町内

酪農家のための6次産業化ということで担当課としては進めていきたいと、そういう考えでいきたいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） いわゆる1次産業の発展のためにということでやって、まさに1次産業の中の岩泉町の産物が牛乳だったわけだ、原料。これが足りないからと、いわゆる会社の都合でこれで1次がゼロになったわけだ、私から言わせれば。だから、県内産でも大丈夫、6次産業化と言えるのですかというのを聞きたいわけ。町長も明確に6次産業化に向けて努力するとか、ブランドのためにとかというようなことを町長答弁しているわけだ、この間の一般質問の中でも。その見解を会社の判断でなく、世間が見て、果たして原料をほかから調達しても6次産業化になるのですかということを知りたいわけ。確認です。

○委員長（坂本 昇君） どうですか。原材料が、1次部分が町内ではないというか、一部ほかから来た場合に、これを町内の6次産業化として認定していいのかと。これはどなた。

末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 答弁させていただきます。

委員ご指摘のとおり、岩泉町産の牛乳だけで今の乳業の製品が生産できているという状況にないという実態が現状でございます。社のほうとしても、当然のことながら岩泉町産の牛乳だけでヨーグルトほかの製品を生産していきたいという思いを強く持ち続けているという点をまずお伝えをさせていただきます。

しかしながら、今の岩泉乳業で開発をした、ほかにはない食感で大変な支持をいただいているヨーグルト等の製品を待ち望んでおられる消費者の方々、これは岩泉という名前とともにヨーグルトを支持して下さっていると。できることであれば100%の形でお手元にお届けしたいということは当然ではありますけれども、そちらがご要望される品数に、量に今の生乳が足りていないという状況が時にできるというところで、現状の状態になっているというところでございます。

しかしながら、委員がご指摘いただいた岩泉町の原料でしっかりと製品をつくっていく環境というのをいずれも追求し続けていくという点については、何ら変わりがないというふうに認識しておりますので、今後ご指導、ご助言もいただきながら進めていければというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） 恐らく当初 60 人近くの株主で設立したと思うのですが、やめて、今半数近くになったのですが、その株主の方々にも、こういう事情だということを乳業の社長と発信して、各株主に、「いつからかこういう状況ですから県内産と表示しました」とかというのが恐らく行っていないと思うのです。いまだもって我々の生産した地元の牛乳でできているのだなと思っている感じがするので、やっぱり変更した時点で……。前は酪農家通信とか何かということで定期的にやられた経過もある、これも株主の要望で。こういう節目節目には、何か通信欄で、この情勢の変化についてやっぱり連絡するのが必要だと思うのです。そういう意味で、今からでもいいが、株主に対して、こういうことですよということを私は知らせるべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（坂本 昇君） 末村副町長、どうぞ。

○副町長（末村祐子君） 委員がご指摘くださったとおりにというふうに認識いたします。やはり大きな節目であったと存じますし、株主総会のみならず、さまざまな場面を通じて、何か大きな変化がある、または逆にご相談したいことがあるというようなことも含めて、しっかりコミュニケーションが図られていくようにと存じます。

先ほど 5 番委員からご指摘いただきましたガバナンスの形態、それからコンプライアンスというところにも通じる部分かと存じますので、重々意識をしながら取り組んでいきたいというふうに思います。

大変ありがたいご指摘をいただいたというふうに感謝いたします。ありがとうございます。

○委員長（坂本 昇君） 12 番。

○委員（三田地泰正君） 今当町の置かれている状態というのは、まさに台風 10 号からの復旧、復興が大きな課題だと思って、これは共通認識だと思うのですが、そのことを棚に上げて、この大事なホールディングス、乳業の原料が足りないのはもう目に見えているわけ、これからもふえる要素は余りない。そこで、個々の酪農家に対して余り期待するのは無理だと思うのです。だから、何回も言っているとおり、今大牛内にある育成牧場、これとあわせて搾乳牧場の建設を、何も初めから何百頭でなくてもいいのです。とりあえず 30 頭でも。やっぱり復旧、復興が落ちついてからやりますなんて言っていないで、一番今ヒット商品で需要もあるわけだから、何とか一日も早い増産体制に入るように、これは行政主導で進めるべきだと思うのですが、これについてのお考えをお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 委員のご指摘を賜りまして、当課といたしましても酪農家の規模拡大、育成も絡めまして、内部で検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、これで報告第9号の質疑を終わります。

補正予算に戻ります。2項徴税费、1目税務総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次は、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、4項に入ります。選挙費、1目選挙管理委員会費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次は、3款に入ります。民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、ありませんか。

6番。

○委員（林崎寛次郎君） 23節の臨時福祉給付事業の国庫負担金精算返還金についてですが、371万9,000円、この金額大きいのですが、どうしてこういうふうな大きな数字になったのか、そのところの説明をお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 返還金について。

○保健福祉課長（田鎖英明君） 津嶋室長。

○委員長（坂本 昇君） 保健福祉課、津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） お答えします。

この臨時福祉給付事業につきましては、経済対策の一環として社会全体の所得の底上げに寄与するとともに、消費税引き上げに伴う影響を緩和するため、所得の低い方々に対して制度的な対応を実施するまでの間、負担軽減のための給付金の支給を実施したものでございます。

この臨時福祉給付金につきましては、国から負担金を4,673万7,000円先に受け入れておりまして、それに対して実績が4,301万8,510円となっております。この差額となります371万8,490円が超過交付となっておりますので、これを返還するものでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、対象になる方は100%手続をしたのでしょうか、そのところはどうかのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 支給決定の状況ですけれども、初めに当課で見込んでいたものは2,096世帯2,851人で申請書を送付しておりました。これに対して、申請の受け付けがありましたのが1,652世帯、人数で2,617人、さらに不支給となった方もおりますので、決定したのが2,597人となっております。申請率でいいますと、91%という状況になっております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、申請もしなかった人が相当な数になっているのですが、このところには名前なんかもしっかりつかんでいると思うのですが、そのところに対してはどのような形で接したのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 未申請者への対応ということです。

津嶋室長、どうぞ。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 申請書を送付しまして戻ってこなかった、提出がなかった世帯に対しては、改めて申請書を期限前に送付しております。そのほかにも、ぴーちゃんねっと等で呼びかけ等を行っております。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そのところで申請しなかった理由といたしますか、事情といたしますか、そういうふうなものはどういうものなのでしょうか。お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 津嶋室長。

○社会福祉室長（津嶋勇士君） 全ての未申請者から確認をとったわけではございませんけれども、入院であったりとか、あとは遠方に、町外の親戚、息子さんの家のほうに出ていて、実施期間中に申請できなかったというようなお話は聞いております。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 最後ですが、やっぱり名前ですっきりつかんでいるわけなので、一人一

人、なぜ申請をしなかったのかもつかむような形でやってほしいと思います。

以上です。要望です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目に入ります。老人福祉費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 4目国民年金費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目児童福祉施設費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次に、4款衛生費に入ります。

4款1項1目に入る前に、保健福祉課長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○保健福祉課長（田鎖英明君） それでは、ここで済生会岩泉病院前のおがわ歯科の廃業に伴います旧岩泉歯科診療所の返還についてご報告申し上げます。

おがわ歯科につきましては、平成14年4月1日から旧岩泉歯科診療所を町と不動産賃貸契約を締結して営業を行っておりました。このたび、平成30年3月31日付で岩手県宮古保健所に医療機関の廃業届を提出し、廃業したところでございます。

このことにより、貸し付けをしておりました旧岩泉歯科診療所につきましては、廃止届と同日の平成30年3月31日付をもちまして貸付施設の返還がされたことをご報告いたします。

なお、本件に係る内容確認のため、ご報告がおくれましたことを深くおわび申し上げます。

以上で報告を終わります。

○委員長（坂本 昇君） 報告が終わりました。

それでは、4款1項1目保健衛生総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5目保健師設置費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、6目環境衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5款に入ります。農林水産業費、1項農業費に入りますが、席がえをお願いします。

それでは、5款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目農業振興費。

5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） せっかく席がえして前に来たので、質問をさせてください。

今までもやまぶどうワインの生産拡大のいろいろな手だてをしてきたのですが、内容は同じなのか、それとも中身を若干変えてあるのかというところをお尋ねしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） やまぶどうワインについて。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えいたします。

やまぶどうワイン原料生産拡大補助金の事業でございます。事業の内容については、基本的な考え方は同じでございます。ただし、生産の拡大ということなので、補助率のアップ、補助率というよりは補助単価のアップということで、従来50円のアップを考えておりましたが、今年度は100円ということで進めていきたいというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 13節のワサビの委託料についてなのですが、これはどこに委託するのかというところをお尋ねします。

○委員長（坂本 昇君） 委託先について。

○農林水産課長（佐々木修二君） 三上総括室長から。

○委員長（坂本 昇君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上訓一君） ワサビの管理委託料ですけれども、こちらのほうは予算議決いただければ手続を進めますが、農業振興公社を予定しております、そこで種苗の生産のほうを進めていきたいなというふうに考えております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 種もとるとのことですか。種も登熟させて、種もとって、そしてその種で苗をつくるということでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上訓一君） この事業ですけれども、ことしの秋苗から予定しておりますけれども、今回最初の部分は原料がありませんので、購入するという形を予定しておりますが、生産していけば、その種苗のほうは徐々に確保できますので、そちらのほうを、自前の種を生産苗にかえていくというふうな形を検討しております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） 種を確保するとなると、圃場が必要になってきますよね。その圃場の確保もする予定なわけでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 圃場の確保について。

三上総括室長。

○農林水産課総括室長（三上訓一君） まず、最初の段階での農業公社さんでの圃場というのはまだ見込みありませんので、当然町内の農家さんからの圃場を借りるなりして、種苗のほうを確保していくということになります。将来的には農業公社さんもワサビの生産のほうも視野に入れておりますので、それらを含めて種苗のほうの確保は進めていくというふうな計画を考えております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） ワサビの種の確保というのは結構難しいところがあるのですが、その中に専門家というか、育成するのでしょうか、それとも専門家が既にもういるのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 三上総括室長、どうぞ。

○農林水産課総括室長（三上訓一君） 今言われたご指摘のとおり、ワサビの種苗、あと生産は非常に難易度が高いというふうに言われております。こういった中で、今後農業公社に種苗の生産を委託することで生産拡大を進める予定としておりますが、実は町内で種苗の生産を専門に行っていました農家の方が年齢的な問題から昨年やめております。その方から技術習得をして、生産を拡大していきたいというふうに考えております。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） その人もそうだろうし、出荷先の、会社の名前出すとあれだけでも、

マルイとか、そういうところでもいろいろ指導はしてくれるのではないかなと思うので、乾燥種子も含めて、あるいは水の中で管理する方法と乾燥する方法があるから、その技術、両方をきちんと習得しておけば、どのようなときにでも多分発芽をきちんとさせることができると思うので、町内だけに限らずきちんと学術的な研究をしている機関にもアプローチしていただいて、指導を仰いだほうが私はいいと思いますので、その検討もするべきだと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 検討するかどうか。

佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 委員のご指摘をいただきまして、進めていきたいと思っておりますが、現在県のほう、県北農業研究センターのほうでワサビの保存方法の確立ということで、県でも独自に当方からの依頼を受けましてやっていただいております。

もう一つは、農家のこれまでの経験というものはすごく大きいものですので、しっかりと技術をいただいて身につけたいなと思っております。何分ワサビの苗については、確保しないと生産ができませんので、まずスタートをうまく切りたいなと、頑張っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地委員。

○委員（三田地久志君） それこそ補正で1,000万円つけて、6月29日にオープンするというワサビ加工場がフルに活動できるように、種苗生産は間違いなくやっていただかないと、かなりの金額使った工場ですから、生産者に若者がどんどん出てくるような仕組みというのをつくっていくべきだろうなど。そこについても、ただ単につくりました、やってくださいというやり方ではなくて、きちんと明確に、どのぐらいの圃場をやれば、きちんとこのぐらいの利益が出ますというようなやり方を外部に対しても開示していく必要もあるかと思っておりますので、その辺も研究をしてみてくださいということで終わります。

○委員長（坂本 昇君） 11番、畠山直人委員。

○委員（畠山直人君） 19節で経営体育成支援事業の補助金がありますが、これの補助金の内容についてお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 工藤主任のほうから答弁させます。

○委員長（坂本 昇君） 工藤主任、答弁。

○農業振興室主任（工藤久典君） お答えいたします。

19 節の経営体育成支援事業補助金は、おととしの台風 10 号による機械や施設の購入費、修繕、再建に関する補助金となっております。

○委員長（坂本 昇君） 11 番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） これは、台風で、前に申請した農業機械とか、いろんな補助制度があったのですけれども、それがこれですか。

○委員長（坂本 昇君） 確認です。

工藤主任。

○農業振興室主任（工藤久典君） 委員ご指摘のとおり、そのとおりでございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、4 目畜産業費に入ります。

12 番、三田地泰正委員。

○委員（三田地泰正君） 15 節、家畜診療所の改修工事、その中身についてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 工事内容について、八重樫畜産室長より。

○委員長（坂本 昇君） 八重樫室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

家畜診療所の修繕事業ですけれども、これは平成 26 年、八重樫委員のほうからも質問がありましたとおり、岩泉町における診療体制を構築するというところで、今まで町としても獣医師等の確保に努めてまいったわけですけれども、岩手県の農業共済組合さんのほうで平成 27 年に県下 1 組合になりまして 3 年がたちまして、県の診療体制を考え直すということで、岩手県を 3 つの基幹家畜診療所で統括するという事になった模様でございます。

そして、それに伴いまして岩泉町のほうにも獣医師を配置していただけるというふうなお話をいただきまして、それで岩泉町の小本地区に診療所を開設して、そこから診療を展開していくというふうな要望書をいただきまして、それに伴いまして診療所を設置するという事で修繕をして、有償でお貸しするという事業でございます。

○委員長（坂本 昇君） 12 番、どうぞ。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、今の基幹集落センター並びに農業団体がいる脇に、当時の

家畜診療所、今もそうなのかわかりませんが、あそこを改修するのではなく、小本のほうに新しく出張所を設けるという意味ですか。もう一回。

○委員長（坂本 昇君） 八重樫畜産室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） 説明不足で申しわけございませんでした。

小本地区、診療所を開設するといいますが、宮古のほうで、宮古に今家畜診療所があるのですけれども、その出張所みたいな形で岩泉のほうも見ていただけるということで、それで今農協の横に診療所ありますけれども、あれも台風の被害等で使えないということで、それから交通の便、岩泉町ばかりでなく田野畑及び宮古地区も統括して見るということで、交通の便がいい小本地区にお願いしたいというふうなお話をいただきまして小本地区というふうに、小本地区の町の施設ということで考えたところ、小本の中野にある旧東北電力の住宅、そこを改造して、修繕してお貸したいというふうに考えております。

○委員長（坂本 昇君） 12番、三田地委員。

○委員（三田地泰正君） そうすれば、摘要が全然違うのでないの。診療所の改修ではなく、新設でないの。そこがちょっと。小本には診療所はあったの、もともと。どうも理解に苦しむ。道理で、ちまたで獣医さん、共済をやめた獣医さんの方々が最近小本に診療が出るというが、本当かというようなことを聞かれたわけ。いや、全然聞いていないがと。そうして見れば摘要に診療所の改修工事なわけだ。診療所というのは、今農協になっているところがそうなわけだ。話は小本なわけだ。新設でないの。さっぱりわからないのだ、この摘要の中身が。もう少し具体的に。

○委員長（坂本 昇君） 用語の説明も含めて。

八重樫畜産室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） 委員ご指摘の件ですけれども、確かに今農協の横にある診療所、あそこは平成19年に獣医さんが退職いたしまして、それから休止状態となっております。結局使われていないような状況でございまして、今度建てる場所も共済組合さんでは、仮称ですけれども、宮古下閉伊家畜診療所というふうな呼び方をしておりますので、場所は変わりましても診療所ということで捉えておりますので、そのような表現をしたところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 12番。

○委員（三田地泰正君） いずれ私はおかしいと思うのだ、この摘要の書き方は。改めるのは簡単なのだ、改めればいいのだ。それを突っぱねるといっておかしいことになるわけだ。これは、議

案書ですよ、大事な。

それから、小本につくると。畜産関係者から見れば、町内の獣医の高齢化から見れば、前にも4番委員から話があったように、獣医の確保は、人のほうの医者でなくても、動物の獣医も、まさに高齢化でぜひ必要だというのは要望として皆さんが持っているわけだ。それで、共済組合でやるというのであれば、やっぱり町としても応分の応援をして予算もつけたり、そうしてただ常勤が何人になるかまだわからないけれども、少なくとも毎日最低でも1人は常勤するような、そういう体制に組むように。いずれ獣医の不足については、皆さん、関係者は要望しているので、町は頑張っ、ぜひこの診療所が再建できるように努力すべきだと思うのですが、いかがですか。

○委員長（坂本 昇君） 前段の今の表記の問題で、診療所の改修と、これは総務課長にお伺いします。開設をするということにも受けとめられる事項ですが、補正予算書の説明欄はこれでいいかどうかというやつを説明お願いします。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） 委員ご指摘のとおり、建物を改修するというイメージだったものから、こんな形で書きましたけれども、確かに新しくするというので、やり方はともかくも新設ということで、今後は対応してまいりたいと存じます。

○委員長（坂本 昇君） では、そのことはそれでよくて、今度は獣医の問題について、農林水産課長、お願いします。どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 獣医師の確保については、長年の懸案事項でございました。畜産、酪農家の皆さんにおかれましては、開業獣医師の高齢化に伴いまして不安があったかと思えます。今回共済組合さんのほうで、小本ではございますけれども、1名の配置をしたいと、10月1日から計画ということで伺っております。小本地区、田野畑地区を主体に診療しておりました獣医さんも、10月には引き継ぎをして、11月から退職したいというふうにご考えておるようでございますので、そこら辺の農家の引き継ぎの不安等も解消していけるだろうというふうにご考えています。引き続き、1名のみならず、いずれは2名という体制を組まなければいけないだろうというふうにご考えていますので、共済組合のほうにも優秀な獣医師の確保を2名していただきたいとこれからも要望してまいりたいというふうにご考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番。

○委員（野館泰喜君） ここでいいかどうかちょっと疑問を持ちながら質問をします。

県の河川改修に絡みまして、残土処理用地を町内 13 カ所ぐらいに県のほうでは進めておりますが、このことによって影響を受ける酪農家並びに畜産業者が出てくると思われまます。それで、直近の今年度における粗飼料不足がここで生じると思われますが、その対応をどのようにお考えか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

直接的に酪農家さんなり畜産農家さんから、粗飼料不足という話で具体的な話は町にはございません。粗飼料供給、デントコーンを含めてそうなのですが、農業振興公社がその業務を担ってございますので、公社のほうにそういった話が行っているのであれば、情報をいただきながら、供給に不足が生じないようにしていきたいなというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 13 番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） そうすると、影響を受ける農家の戸数とかは捉えていないということでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 具体的には何名という形では捉えてございません。一部は情報としていただいておりますが、県の土木センターのほうにも情報を入れながら、どういう箇所がどういう状況なのかも含めまして、情報を入れながら調査していきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 2 番、畠山和英委員。

○委員（畠山和英君） 先ほどの家畜診療所に関連して、若干質問させていただきます。

1 つは、なぜ小本かという声も聞こえてきます。既にこれもう決まったことかと思っておりますけれども、ほかのところとかは検討しなかったのかなど。共済組合のほうで希望なのかもしれませんけれども、まずその点についてお願いします。

○委員長（坂本 昇君） なぜ小本かということで。

○農林水産課長（佐々木修二君） 八重樫畜産振興室長から。

○委員長（坂本 昇君） 八重樫畜産振興室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

小本地区というのは、先ほども申し上げましたとおり、交通の便、広範囲で見れば三陸鉄道もできましたので、交通の便で……

〔何事か言う人あり〕

○畜産振興室長（八重樫泰長君） 申しわけございません。道路が整備されたということで、宮古並びに田野畑の交通の便ということを考えまして、小本地区ということで伺っております。

あと、小川等のほうは、今後葛巻の共済組合さんの診療所等での対応も考えていくというふうなお話も伺っておりますので、まずそれまでは小本診療所で全地区を担当するというので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 県の共済組合での診療所の配置というのがあると思いますけれども、そうしますと全体があつて、宮古があつて、今度岩泉と。大きな組合なのですよ、岩泉町以上の規模の、多分。そここのところをまずこっちでお願いするとはいいましても、共済組合がみずからやるのが一義的には筋かなと思うのですけれども、これをまず町が……済みません、最初に戻ります。その組合の獣医の診療所の流れというか、ここの体制を何人でどのようにやるかというのを再度。

○委員長（坂本 昇君） まず、体制から。

八重樫室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） お答えいたします。

診療所は、先ほど申しましたとおり、岩手県下を3つの基幹の家畜診療所で見るということで、岩泉が属するのが沿岸地区、陸前高田から田野畑まで、その地区が沿岸の家畜診療所ということになっております。そこに配属になる獣医が8名ということになっております。そして、その下に宮古家畜診療所がございまして、宮古家畜診療所に常勤が1名ということになっております。そして、遠野の家畜診療所のほうから2名が手伝いに来るということで、結局宮古地区が3名体制になりまして、その中から診療に応じまして1名になるか2名になるか、その診療の注文の状況によると思いますけれども、その人数で対応するというふうに聞いております。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） そうしますと、宮古の診療所に3名、そして岩泉の今度整備する小本のところにも宮古が管轄してやると。そうしますと、3人体制、共済のほうではあるのですけれども、常に岩泉には1名、職員、勤めている獣医でありますので、休みもあるかと思いますが、1名はいずれ常駐させるということですか。

○委員長（坂本 昇君） 八重樫室長。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） そのとおりでございます。まず、その診療の状況によりまして、1名で足りない場合は2名になるというふう聞いております。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 家畜診療所に関連しますが、先ほどの答弁を聞きますと、小川地区は葛巻から来るということなのですが、近いほうから来るのですが、安家地区もそうなる予定になるかどうか。

○委員長（坂本 昇君） 八重樫室長、どうぞ。

○畜産振興室長（八重樫泰長君） 先ほど私もちょっと確定のような言い方をして誤解を招いたかもしれませんが、将来的にはそういうふうな、地理的なことを考慮すれば、そういうことも考えられるというふうなお話もいただいておりますので、今のところは小本診療所からということで、安家も小川も小本診療所から往診を行うということでご理解願いたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） 小本地区につくるのもいいのですが、距離的に言うとやっぱり私は中心地、岩泉にあったほうがよかったのかなと。田野畑、岩泉を中心と言いますが、岩泉からでも田野畑に近いと思うのです。1時間以上かけて安家に行くと、病気になった牛も診療も大変な状態です。やはりこれは共済組合に言われたからこうしますという形で設置が決まったのかどうか。その辺もうちょっと厳しく、文句といいますか、そういうこともあってもよかったのではないかなと思うのですが、その辺について。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

委員おっしゃるとおりだと思います。ということで、岩泉町といたしましても、地理的な、距離的なところもでございますので、共済組合さんは小本ということで来ましたが、その段階でうちのほうは中心部でどうかというようなご提案は申し上げます。共済組合のほうの最終的な判断は何いましたけれども、うちのほうとしましては地理的なハンディを今後どのように埋めていくかというのを共済組合さんとともに検討していかなければならないだろうというふうには考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） ちょっと言い忘れたのがあります。そうしますと、家畜診療所は、ここは

診療所だけなのですか。そして、これは物を貸すからお金はもらうということでしたか。済みません、再確認。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

診療所兼宿泊もできるようにということで、泊まって診療をする体制を考えているようです。

施設のほうは、有償という形で進めます。

○委員長（坂本 昇君） 2番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） これを町で整備するという、畜産上の振興ということかもしれませんが、一義的にはやっぱり共済組合で、大きな組織で物すごい規模のところかなと思いますので、まずはそこでやるべきだなと私は思うのですけれども、これを整備するのが条件ということなのかもしれません。

それで、あとそのほかに、施設を整備すれば1人来てやりますよということで今回は整備しますと。それについては、農家なり、今現実やっている獣医とかにも説明が余りなかったということであるのですが、そのほかの共済からの条件といますか、要請というか、何かありますか、ないですか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） 情報については、獣医さんのほうにも随時、現開業獣医さんにも行ってございます。共済組合さんのほうでも対応していると。会合も開いてございます。ということで、獣医さんには情報は行っているはずでございますので。

ほかのほうの要望について共済からは現在はございません。当課のほうから逆に運営のほうをしっかりといただきたいという形で要望してございます。

○委員長（坂本 昇君） よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5目基幹集落センター等運営費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、ここで報告第10号 一般社団法人岩泉農業振興公社の経営状況報告について質問を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） ありがとうございます。以上で報告第 10 号の質疑を終わります。

続きまして、2 項林業費、1 目林業総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2 目林業振興費。

2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 林業振興費、19 節の、これはシンリンヅクリと読むのかな、モリヅクリと読むのか、森林づくり事業補助金 500 万円、この内容についてお願いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長のほうから。

○委員長（坂本 昇君） 今村林業水産室長。読み方ももう一度。モリヅクリなのか、シンリンヅクリなのかもあわせて答弁お願いします。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えします。

読み方については、これで「モリヅクリ」というふうに読んでおりました。

内容についてなのですが、今回は作業道開設についてこの補助金をもって整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 作業道開設と申しますと、今制度で、単価 1,000 円でやっている作業道の整備でしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） おっしゃるとおりです。

○委員長（坂本 昇君） 2 番、畠山委員。

○委員（畠山和英君） 台風の災害からの関連で、29 年度もいろいろ要望等、お願い等もやっていますが、その作業道、林道、町管理以外の作業道とかかなり壊れているとか、行けないところもあるわけです。そうしたときに、作業道壊れて、そこにこの制度を使って行けるようにできないかなというふうなこともあるわけですし、いろいろ林家の方とか、私もお願いしたこともありますけれども、29 年度は前の作業道になった場所はだめですということでありました。現場、現状等々を見れば、その箇所でなければ通れないところもあるわけです。回って行けるところがあれば、新たにつくったということで、確かに応用してやりなさいとか、やれるよとは言われてはい

ましたけれども、この事業を使って壊れた場所もぜひ整備できるように、整備していきたいなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○農林水産課長（佐々木修二君） 佐々木総括室長から。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木総括室長。

○農林水産課総括室長（佐々木忠明君） 今回お願いしている予算につきましては、作業道の新設という形でお願いしている予算でございます。

委員のおっしゃるとおり、場所によれば、どうしてももとあった道路を直したほうが行きやすいとか、そこしか通れないという場所も当然あるやに聞いております。今回新設の作業道の予算につきましては、そういった場所も考慮しながら、現場に対応できるように柔軟に対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） 5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 過日佐々木課長から、イノシシが出たという報告を受けました。林業費だけですと、鹿とかその対策費なのですが、これから畑とか水田での水遊びとか、イノシシがふえてくれば懸念されるのです。補正でもしかして何かついているのかなと思ったのですが、何も見えない。これからそういう対策について考えていかなければいけないと思うのですが、何か考えていますでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） イノシシ対策。

佐々木農林水産課長、どうぞ。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

5月14日、イノシシが1頭捕獲されたということで情報を皆さんのほうにおつなぎ申し上げましたけれども、イノシシの被害については全国的に見ると畑作関係、すごく被害が出てございます。加えまして、人身的な被害のほうもかなりおそれが高いということで、早期の段階の駆除、何らかの対策はとらなければならないだろうというふうに私も認識してございます。

それでは、実際どういった対策を打っていくのかというのが現時点ではございませんけれども、先般赤外線を搭載したドローンで上空から個体の確認ができないかということで調査しましたけれども、体温と地表温度の差がどうしてもなかったものですから、実際に個体確認はできなかったというふうになりました。ですが、ドローンの赤外線については、時期を見て再度やる必要もあるだろうというふうには思っておりますし、あと専任の職員が県南のほうに、研修あるたび

に、有害駆除の方法なりという勉強を重ねております。

加えまして、今後の体制につきましても、熊の被害も多数ありますし、同様に鹿も 300 を超える個体の駆除もしてございます。専用的な部署が必要ではないかというのを私も思っておりますので、内部で検討しながら、地域づくり支援員等の制度も活用しながら、対応については総合的に考えていきたいなというふうに思っております。

○委員長（坂本 昇君） 4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） ここで、19 節の町産材利用拡大事業補助金 500 万円、これの内容をお伺いします。

○農林水産課長（佐々木修二君） 今村林業水産室長から。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 事業内容についてお答えいたします。

こちらは、町から産出される木材を住宅建築に、新築及び改築、こちらのほうに利用された施主さん、そしてそこに携わった工務店、製材所さんに交付する内容となっております、木材の使用量に応じて 20 万円、30 万円、40 万円というふうに区分分けをして交付している事業となっております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4 番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） 町産材を使用すると補助金が出るということで、この利用状況、申請状況はどのようになっているか。去年でもよろしいです、数字があれば、利用状況をお伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 直近の利用状況についてお願いします。

今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） お答えいたします。

平成 29 年、去年度は残念ながら 1 件の申請でありました。あと、最近ここ数年ですと、平成 25 年で 2 件、26 年は 3 件、27 年は 8 件、28 年は 2 件というふうな形で推移しております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 4 番、八重樫委員。

○委員（八重樫龍介君） 予算は 500 万円と見ておるわけですが、今報告があったように、実態は 1 けた台ということで、工務店に聞いた場合、根本的に評判が悪いのは何が問題だと担当課は思

っているのか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 評判が悪いと断定……

○委員（八重樫龍介君） 申請が少ないのは。

○委員長（坂本 昇君） 今村室長、どうぞ。

○林業水産室長（今村 篤君） 非常に手厳しいご指摘を頂戴しましたが、当課のほうに申請いただく工務店さんに限りがあるということは十分承知しております。

その原因についてなのですけれども、まず今の住宅の材料調達の仕方が変わってきているということ、これは住宅の建築様式が大きく変わってきているということも原因の一つになるかと思うのですけれども、そういったことで、まず工務店さんが町内から産出される木材について利用する機会がなかなか少なくなっているのではないかというところを認識しております。

また、町産材であるということの確認は、トレーサビリティが確保できる状態で我々としても補助金を交付したいというふうに考えておまして、それが非常にハードルが高いというふうに工務店さんのほうに捉えられているとも考えておりますので、これらをどのように改善すべきかというのはここ数年ずっと検討はしているのですけれども、非常に難しいなというふうに考えております。特に乾燥品質、そしてあとは強度の表示、そしてあとはプレカット、さまざまな要因が相まっているのかなというふうに認識しておりますので、内部でも今後どうやったら町産材の利用に向いていくのかというのを検討していきたいと思っております。

○委員長（坂本 昇君） 4番、八重樫委員、どうぞ。

○委員（八重樫龍介君） ぜひ工務店さんとも協議をしまして、どの方法を使ったら、ずれ等がどうしても生じてくるということで敬遠されているようですので、そこは技術的なものなのか、もしくは乾燥なのか、町の木が悪いのか、林業の底上げといいますか、活性化のためにもなると思うので、ぜひ利用促進に向けて取り組んでください。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 林業振興費ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項水産業費、2目水産振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目漁港建設事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで5款を終わります。

6款商工費に入ります。席がえをお願いします。

それでは、6款に入る前に暫時休憩をさせていただきます。

休憩（午後 2時55分）

---

再開（午後 3時10分）

○委員長（坂本 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席委員は13人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費から再開いたします。商工総務費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2目商工鉱業振興費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目地場産業振興費。

11番、畠山直人委員。

○委員（畠山直人君） ここで13節の委託料でふるさと納税システム導入委託料とありますが、これはふるさと納税がふえるようなシステムをつくる状況ですか、お伺いします。

○経済観光交流課長（中川英之君） 佐々木経済商工室長。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木室長、答弁。

○経済商工室長（佐々木 裕君） お答えします。

ふるさと納税がふえるシステムがあったら、ぜひ導入したいところでございます。今回の13節の委託料、これにつきましては現在ふるさと納税に係るデータを一般的表計算ソフトのエクセルで管理しております。ふるさと納税の顧客データにはマイナンバーを含む個人情報があるものですから、これらを間違いないように安全性の高い状況で管理するとともに、寄附者への受領証明書等をスピーディーに発行できるようにするため、あとは今後のことなのですけれども、今ふるさとチョイスというふるさと納税専門サイトだけでやっているのですが、これを楽天ですとか、もっと大きい間口のところにも出したいと考えておまして、その顧客数等がふえる前の準備段階でのシステム導入ということで計上させていただきました。

○委員長（坂本 昇君） 11 番、畠山直人委員、どうぞ。

○委員（畠山直人君） 前にも言ったような気がするのですが、ふるさと納税で1回納税をしてもらったと、そういう人に対しても、また明るる年にどうですかというような案内を出したらどうですかと言ったら、それはできないというようなお話だったような気がするのですが、どうでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） どうですか、納税者への再案内。

佐々木裕経済商工室長。

○経済商工室長（佐々木 裕君） お答えします。

今回考えているシステムでは、ダイレクトメール、いわゆるメールの送信については対応可能ですし、そのほかにも導入前、現段階では紙ベースでの担当者通信といたしますか、新しい返礼品の情報ですとか、生産者の紹介、あとは岩泉町の近況などについてもお便りのような形で送っていきたいと考えておりました。現在準備中です。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 11 番、畠山委員。

○委員（畠山直人君） このふるさと納税については、本当に岩泉町、ふるさとを愛する人、また一方では返礼品を、ある程度いい返礼品が欲しいなということでふるさと納税をする人、いろいろだと思うのですが、ある東京の方で何回かやったのですけれども、さっぱり何も来ないな、岩泉町ではふるさと納税は要らないのかという声がありまして、いやいや、そうじゃないよ、何ぼでもやってもらえばありがたいですよということ saying していたのですけれども、今何かシステムでいろんな情報を教えるようなシステムが、今もあるのかな、これからつくるのかな、そういうあれができたならばすばらしいのではないかなと思うのですけれども、それは違いますか。

○経済観光交流課長（中川英之君） 佐々木室長から。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木裕室長、どうぞ。

○経済商工室長（佐々木 裕君） お答えします。

納税してくださった方にアンケートをとりまして、これから新返礼品の情報ですとか、町の情報などの送信を希望されますかということで、オーケーが出た人についてこれから送る予定です。

おおむね寄附者の2割ぐらいのところでございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次に進みます。次は、4目観光施設費。

8番、三田地和彦委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） 19節で町三陸ジオパーク推進協議会の補助がこの2カ月間のうちに116万円のアップなのですが、この内容をお願いしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） ジオパーク、内容について。

○経済観光交流課長（中川英之君） 佐々木総括から。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

三陸ジオパーク推進協議会の補助金でございますが、当初はゼロでございまして、今年度110万円をお願いしたいということでございます。

この内容ですが、今年度の事業計画といたしましては、日本ジオパークの委員をなさっている先生を招聘しまして研修会を開いたりとか、あとはジオパークのフォーラム、それから全国大会等への参加等の経費を見込んでいるところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） このジオパークの、これが始まってからかなりの年数が経過しているわけですが、それで、いろんな情報が縮小か拡大かというような格好で出ているわけなのですが、私個人とすれば、国のほうの関係も出てくると思うのですが、縮小であれば余り私の場合は気乗りがしないわけですが、そこら辺の担当課としての考えをお願いしたいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

ジオパークは、三陸ジオパークが平成25年度に認定になりまして、それ以来鋭意取り組んでいるところでございます。しかしながら、昨年度再認定申請におきまして2年間の条件つき再認定ということになりましたので、県を中心にいたしまして今年度から、来年がまた再審査になりますので、いずれ今年度、来年度かけて一生懸命取り組んでいきたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地委員、どうぞ。

○委員（三田地和彦君） これからいろんな問題が出てくると思いますので、我々も当初のころは

これにかかわったものですから、これはいいことだなということで、沿岸のほうを通ってくるというような格好で、かなりいいことの考えだったのですが、何か少し厳しくなるようですから、そこら辺を慎重に考えていただきたいと思いますので、これは要望としておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） 4目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、7款土木費、土木管理費に入ります。席がえをお願いします。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、ありませんか。

5番、三田地久志委員。

○委員（三田地久志君） 仕組みづくりについて、ちょっと提案をさせていただきたいのですが、この工事請負費については4,300万円、安全・安心のための環境整備工事、これはすぐやるというようなことで理解しているのですけれども、例えばこの間、3月の議会で龍泉洞の遊歩道の温泉ホテルに渡る太鼓橋、あそこにクリの木を張りつけていたのだけれども、手入れを一切しないものだから、経年劣化で腐食して、今回張りかえるという議案が出ました。これを毎年地域振興協議会を通じて、その自治会のところに委託をして、防腐剤を塗るというような軽微な作業であればやれるのだろうと。そういう手入れをすれば、自分たちがそれを守っているのだという意識の醸成にもなる。そうすると、後から大きな予算をかけて直さなくても長持ちするはずなので、意識の醸成、それから大きな予算をそこに投入しなくてもできる仕組みをこれからどんどんつくっていくべきではないかと。だから、これは課長の答弁も難しいかと思いますが、ぜひそういう仕組みを地域振興協議会、その自治会、そして地域の住民の意識の醸成、役場で予算が出なくて済むような仕組みをこれからはつくるべきだと思うのですが、回答はどなたが……よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） この答弁は、どなたがおやりでしょうか。

末村副町長。

○副町長（末村祐子君） 政策の所管室、それから地域整備課の所管として答弁させていただきます。

今委員おっしゃっていただきましたように、軽微なものを常時メンテナンスするということと、それから地域振興協議会という岩泉独自の、地域の方々にしっかり参画をしていただくためのツ

ールというところを組み合わせたような方策というのは、今後に向けてしっかり検討していく価値があるものというふうに住みますので、所管課の皆様の方と一緒に行きたくらいというふうに住みます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2項道路橋梁費、2目道路維持費。

10番、合砂丈司委員、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） 町道尾丸部線についてお聞きします。

台風以前に改良舗装工事が発注になっているさなかに台風10号に遭って崩壊した道路なので。その後、砂利道かな、きちんと通っているのですが、その改良というか、直す考えはあるのかないのか。改良舗装。

○委員長（坂本 昇君） 道路維持補修、佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 町道尾丸部線につきましては、台風災害前に改良舗装を実施しておりまして、そのやさきの台風でございました。今現在は、復旧工事のほうに鋭意努力しておりまして、この台風災害の復旧が終わってから、その辺の財源確保をして、さらに業者のほうも対応できるというような状況になりましてから、その辺は実施をしていくというような形になるかと思っておりますので、当面は町内全域の復旧工事のほうを優先して進めたいと思っております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 10番、合砂委員、どうぞ。

○委員（合砂丈司君） よろしくお願ひします。その入り口付近ですが、台風で土砂が崩落して、ガードレールがぷらぷらとあられけれども、見える状態なのです。あれまた大きな災害が来ると、また崩れて、道路も崩れて、反対側の民家、沢のほうから来て民家の庭まで行く可能性が出てくるのです。あそこだけでも復旧というか、台風で流された土砂というか、土手というか、あの辺だけでも早急にやるべきだと思ひますが、その辺について。

○委員長（坂本 昇君） 入り口付近の工事について、復旧についてお願ひします。

佐々木地域整備課長。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 入り口付近の路肩が落ちている部分については、我々のほうでも確認しておりました。このところは、災害の部分では採択できなかった部分になっておりました。このところはちょっと状況を見まして、今あの辺の縁側の付近も工事いろいろやっておりますので、あわせて現地を確認しまして、危険のないような状況には手当てをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） あとはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目に入ります。道路新設改良費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、5項に入ります。都市計画費、2目公共下水道費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 6項住宅費、1目住宅管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目住宅復興整備事業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、4目災害公営住宅整備事業費。

8番、三田地和彦委員。

○委員（三田地和彦君） 1目で質問しようかと思ったのですが、ここで質問させていただきます。

最近ニュース等でも皆さんご存じだと思うのですが、公営住宅の家賃ですか、これが不払い等が発生して、各行政でかなり対策に困っているようなのですが、岩泉町はそういうことはまだ発生していないと信じるわけですが、どうでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 住宅家賃の滞納等について。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 山岸総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 山岸総括室長、どうぞ。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（山岸知成君） お答えします。

災害公営住宅に関しましては、滞納者はございませんが、一般の町営住宅のほうには滞納は発生してございます。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 8番、三田地和彦委員。

○委員（三田地和彦君） サービスで答弁していただきましてありがとうございました。

それで、こういうのが発生しないとも限りませんが、普通の町営住宅並みに保証人というのですか、そういうのはとっているのでしょうか。ご答弁をお願いします。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） 山岸総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 山岸総括室長、どうぞ。

○地域整備課総括室長兼復興課総括室長（山岸知成君） 保証人は、3月までであれば2人、4月以降は1人の保証人を立てることとして対応してございます。

○委員長（坂本 昇君） 8番。

○委員（三田地和彦君） それで、前にもこれは町営住宅のとき質問したのですが、1回でも滞ったら必ず保証人、そういうのには連絡するようお願いしておきます。そうでないと、次に問題が出てくる可能性がありますので、知らなかったというように保証人から言われると大変なことがありますので、これは要望としてお願いしておきますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 災害公営住宅整備事業の中で、きのう、おとといの全協の説明とちょっと予算が足りないような気がするのですが、三本松西団地の整地工事が予算が計上されておられません、おとといの説明ですと6月中の発注が3カ所ぐらいあったように思うのですが、この予算措置はどのように考えているのでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木地域整備課長、どうぞ。

○地域整備課長兼復興課長（佐々木 真君） これ以外の予算につきましては、主には繰越明許で29年度に措置になっておりまして、もう発注はできる段取りにはなっております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 13番おわかりでしょうか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） それでは、8款消防費に入ります。席がえをお願いします。

それでは、8款に入ります。消防費、1項消防費、3目消防施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 5目災害対策費。

1番、畠山昌典委員、どうぞ。

○委員（畠山昌典君） 19節の防災士養成研修負担金ということで、説明の中に50名という説明がありましたけれども、それ以上の希望者というか、あった場合にはどう対処するのでしょうか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 防災士の関係ですが。

應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） この予算は、きちきちの50でとってございます。本年度だけで育成するわけではございませんので、その辺は調整をして、ことしはうれしい状況にはなると思いますが、50で一旦締めて、調整をして、翌年度オーケーの人については翌年度にお願いをしたいと考えてございます。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） その件は了解しました。

そして、防災士というものは、運転免許と同じような感じで捉えておきまして、免許を取ったからもう防災に対してスペシャリストになったという感じではないと思います。防災士になってからの研修とか、あるいはその後の勉強、研さんを積むとかというのは、どのように考えているか、お伺いします。

○委員長（坂本 昇君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 確かにそのとおり、他の市町村で数百名ということで防災士を育成したところもございますが、そこでの課題もそういった課題となっております。当町としましては、とにかく育成をして、そのまま育てていくということで、研修も町独自で進めながら、また各種訓練等にも何とか参加をいただきながら、体制を維持してまいりたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 災害対策の部分でちょっとお聞きしておきたいことがあります。というのは、落雷事故について、落雷の場合にはいろいろ聞いてみますと通り道があるように思います。それで、全然影響ないところはこれまでも何十年全く影響ないのですが、あるところは数年に

1度ぐらいの被害を受けている、電気設備等が壊れたとかという話を聞きますが、この事実等について調査をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 應家総務課長、どうぞ。

○総務課長（應家義政君） 本件につきましては、調査はしてございませんで、その事実について今のところ情報を持ち合わせていませんので、今後調査をしまして、危ない部分については事前に何とか対処できるものについては対処していきたいと考えておりますので、今後調査研究をさせていただきますと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 避雷針1本あれば、その被害を防ぐことができると思いますので、想像ですけれども、町内二、三カ所はあるように思います。したがって、調査をして手だてをする等、よろしく願いをいたします。

終わります。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） 15節に津波防災センターの項がありますが、先日津波防災センターの近くを通ったときに呼びとめられまして、防災センターの周囲に松の木が植えてあるのです。その人が言うには、松の木が全部死んでいると、こういうふうなことは今回が初めてではないと、そういうふうにするのです。その人が言うには、繰り返しているから税金の無駄遣いだ。何でこうなるのですかと聞きましたならば、最初に水やりをやるのが不十分だと、そういうふうに指導されました。1つは、こういった事実はつかんでいるのでしょうか、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 防災センターと松。

答弁の前に、ここで傍聴者がいますので、これを許可します。

それでは、防災センターについて、小本支所長ですか。

佐藤小本支所長、どうぞ。

○小本支所長兼地域振興室長（佐藤太一君） 松の木が枯れているというのは、ちょっと把握しておりませんが、どこら辺の松でしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎寛次郎君） しゃべられてから私も一緒に確認しました。そうすれば、広い範囲で植えているのです。道路と防災センターの境のところをぐるっと囲むようにしているのです。やっ

ぱりそういうふうな確認していないような状態では、初期の段階の水やりが不十分だというのは十分考えられますので、いかがでしょう。

○委員長（坂本 昇君） 佐藤小本支所長、どうぞ。

○小本支所長兼地域振興室長（佐藤太一君） 松の木ではなくて、サツキの木だと思いますけれども、植栽していたやつですね、背の低い。そのサツキにつきましては、去年の11月から12月近くに植栽したようですけれども、その段階ではかなりの水はやっているようです。ほとんどが枯れていまして、今回地域整備課のほうに抜いてもらいましたけれども、植栽した業者のほうにも確認しましたところ、下がかなり大きな石が入っていて、業者が植えるときにある程度の土はやったそうなのですが、「水やりのせいですか」と聞いたならば、水やってもどンドン、どンドン下に落ちていくものですから、その水を吸えないと。それからあとは、植栽の時期なのだと思いますけれども、木を植える時期というのは大体ありますので、12月ごろだと根を張れなかったのではないかということの話は聞いております。松ではなくて、サツキだと思いますけれども。

○委員長（坂本 昇君） その確認からさせていただきます。

サツキではないかと言っていますが、どうぞ。

○委員（林崎竟次郎君） 一緒に行って、確認をしました。そうすれば、松の木でした。数本でなくて、いっぱいの数です、ぐるっと。

以上。

○委員長（坂本 昇君） 松の木ということです。

佐藤小本支所長。

○小本支所長兼地域振興室長（佐藤太一君） 松ですけれども、松の木の種類をもしご存じであれば教えて、例えばアカマツとか、トドマツとか、カラマツとか、教えていただければ。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員、どうぞ。

○委員（林崎竟次郎君） その方が言うのには、松の木と言いました。ぐるっと囲んであるから、難しいことではないです。確認してください。

○委員長（坂本 昇君） では、今確認してくださいという要望でもありますので、現地を確認して対応していただくようにということにします。

3番、小松委員。

○委員（小松ひとみ君） さっきの19節の防災士養成研修に関する募集要項等の案は、どこまで

進んでいらっしゃいますか。

○危機管理統括監（佐々木重光君） 浦場室長、答弁。

○委員長（坂本 昇君） 浦場室長、どうぞ。

○防災対策室長（浦場多美男君） 募集要項についてお答えいたします。

要項につきましては、まだ作成しておりませんが、研修実施期間とスケジュールについて、今事前に相談をさせていただいておりまして、早ければ7月上旬か中旬には募集のほうを始めたいということで考えております。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 3番、小松委員、どうぞ。

○委員（小松ひとみ君） というのは、福祉施設である百楽苑とか、例えばそういうところでもいっぱい出してあげたいけれども、田野畑村からの職員が多いとか、そういうのはどうなるのでしょうかねときょう聞かれたので、これもちょっと考えるところかな、そこをどう考えていらっしゃるのかなと確認したかったのです。これから、では要項等は……

○委員長（坂本 昇君） 今のだけでも、答えられますか。居住地、所在地、勤務地。

浦場室長、どうぞ。

○防災対策室長（浦場多美男君） お答えいたします。

確かに有事の際に地域の防災となりますと、町民だけではなく、町外から町内に勤務されているという方も対応というか、行動が必要になってくると思いますので、その辺も受講の対象とするかどうかも含めて、これから要項を詰めて作成していきたいと思います。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 次に進んでいいですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 9款教育費、1項教育総務費です。2目事務局費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3目教員住宅管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 4目へき地教育支援センター運営費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項に入ります。小学校費、1目学校管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項中学校費、1目学校管理費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2目教育振興費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、4項に入ります。社会教育費、1目社会教育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2目図書館費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3目芸術文化費。

10番、合砂丈司委員。

○委員（合砂丈司君） ここでお聞きします。まさに歴史を築いてきた安家村俊作についてお聞きします。

大月峠の改良で石碑が見つかって、今きれいに石碑を、昨年ですか、つくってもらって、立派な石碑をたまに私も寄ってみるのですが、あえて言いますと、あそこしか場所がなかったのかどうか。道路狭い、わざわざ車をとめると危ないような気もするのですが、手前の広場とか、あってもよかったのかなと思うのですが、それについて。

それともう一つ……

○委員長（坂本 昇君） 一問一答です。

それでは、安家村俊作について。

○教育次長（馬場 修君） 田鎖室長から。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖室長、どうぞ。

○社会教育室長（田鎖康之君） 答弁いたします。

安家村俊作の石碑につきましては、大月峠の本当の掘り割り部分のところで発見されております。当時設置されていた場所に近いところに設置しようということで設置しておりました。道路

脇ではございますが、その手前に広場がありますので、車についてはそこにとめて、それから歩いて見られるということで、設置場所をできるだけ昔設置していた場所に近いところに設置しております。

○委員長（坂本 昇君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） いまだにブルーシートで覆って、見られないようにしているのです。あれは、何か意図があってブルーシートをかぶせているのか。あれでは何も見えないのですが、何か考えがあってまだそういうブルーシートをしておるのかどうか。通行する人が全然何も見えない状態なのですが。

○委員長（坂本 昇君） 田鎖社会教育室長、どうぞ。

○社会教育室長（田鎖康之君） そちらにつきましては、こちらはまだシートで覆われているという事は把握しておりませんでしたので、早急に現地確認をしまして対応したいと思います。

○委員長（坂本 昇君） 10 番、合砂委員。

○委員（合砂丈司君） せっかくいい石碑をつくってもらっているのですから、通る人が寄ってみられるような状態にしてもらいたいと思います。やっぱり久慈とかそういう方面から来ると思いますし、また町内からの人もあるのです。横なために見えない、何か立て看板があれば、なおさら車走っていて見られるような気がするのですが、その辺も頑張ってください。要望します。

○委員長（坂本 昇君） 要望ですので、お願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次は、5 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2 目体育施設費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 3 目学校給食費。

6 番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 学校給食の食材の関係ですが、地元というか、岩泉町の地元の割合は何割くらいになっているでしょうか、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 学校給食共同調理場主幹兼所長、坂下さとみ所長、どうぞ。

○学校給食共同調理場主幹兼所長（坂下さとみ君） お答えします。

29年度で約19%になります。28年度は重量ベースで22%あったのですけれども、牛乳が台風の影響で田野畑から仕入れとなりましたので、その分落ちております。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） 大体20%ぐらいということなのですが、そうすると残りの80%は県の共同のセンターというか、そこのところから仕入れていると思うのですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（坂本 昇君） 残った食材の仕入れ先ということで、坂下所長。

○学校給食共同調理場主幹兼所長（坂下さとみ君） 仕入れ先は、学校給食会のほかに、ほかのメーカーもごぞいます。今のは食材の重さの割合の20%ですので、仕入れ先はまた別になります。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） そうすると、冷凍食品の中に外国産とかそういうふうなものも入っていますか、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） 外国産についてはどうですか。

坂下所長、どうぞ。

○学校給食共同調理場主幹兼所長（坂下さとみ君） ほぼ国産になっております。

○委員長（坂本 昇君） 6番、林崎委員。

○委員（林崎竟次郎君） ほぼ国産ということで安心はしましたが、やっぱり20%の地元食材をもっと引き上げるような形に努力すべきだと思います。要望です。

○委員長（坂本 昇君） これは要望のようです。では、要望のようですので、そうさせていただきます。

3目ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 次は、3目漁港施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、3項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 11款に入ります。公債費、1項公債費、1目元金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2目利子。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで歳出を終わります。

歳入に入ります。7ページをお開きください。歳入は項ごとに行います。

9款地方交付税、1項地方交付税。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 13款国庫支出金、1項国庫負担金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 2項国庫補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 14款県支出金、2項県補助金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 14款県支出金、3項県委託金。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 15款財産収入、1項財産運用収入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 17款繰入金、2項基金繰入金。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 今回の補正は、ほとんどが財調繰り入れということなのですが、この後の財調基金残高をお知らせください。

○総務課長（應家義政君） 山崎財政管財室長、答弁。

○委員長（坂本 昇君） 山崎財政管財室長、どうぞ。

○財政管財室長（山崎正道君） お答えいたします。

29年度決算、そして今回補正予算後を踏まえました残高でございますが、財政調整基金が4億7,884万9,000円ほどの見込みとなっております。ほかの基金で、主要基金の部分で、町債管理基金のほうは25億4,800万円ほど、そして公共施設等整備基金が3億2,600万円ほどで、合計で主要3基金で33億5,400万円ほどを見込んでおります。

以上です。

○委員長（坂本 昇君） 主要3基金で33億5,400万円ということでございますが、よろしいですか。

○委員（野館泰喜君） はい。

○委員長（坂本 昇君） 次に、19款諸収入に入ります。4項雑入。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 20款町債、1項町債。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） これで歳入を終わります。

地方債補正に入ります。4ページをお開きください。第2表、地方債補正、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで地方債補正を終わります。

これから議案第7号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第7号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第8号に入ります。席がえをお願いします。

---

◎議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第8号 平成30年度岩泉町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をさせていただきます。

歳出につきましては、人事異動に伴う調整をさせていただいております。歳出から説明をさせていただきます。7ページをお開き願います。3款3項1目の13節の委託料で生活支援体制整備事業委託料を312万4,000円計上させていただいております。これにつきましては、一番最後に新規事業等の概要を添付してございますので、追って説明をさせていただきます。

2目の20節で扶助費としまして、家族介護慰労金50万円を計上させていただいておりますが、これは5件の10万円を予定させていただいております。

歳入につきましては、その歳出に伴います調整としてございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案者の説明は終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

ここで新規事業の説明があります。

三上町民課長、どうぞ。

○町民課長（三上久人君） それでは、新規事業の概要をさせていただきます。

9ページをお開き願いたいと思います。生活支援体制整備事業の概要でございます。まず初めに、介護保険制度の大きな流れといたしまして、在宅への医療介護連携の推進、予防事業の展開、あと住宅改善、生活支援が包括的に確保されることが地域包括ケアシステムということで、その

取り組みが全国で展開されてございます。その中の生活支援の部分を強化するため、体制整備事業として実施を国から義務づけられているものでございます。

内容といたしましては、コーディネーターを配置し、地域の活動団体に構成する協議体をつくり、活動の意見調整や意見交換等を行って、地域ごとの支援体制の基盤を強化していこうとするものでございます。この事業は、地域の力を発揮し、地域に入り込み、地域の実情を把握しながら取り組んでいく長期的なものと考えてございます。そのために、町内の地域福祉に取り組んでいる団体等への委託を進めることが適当と考え、予算計上しているところでございます。財源につきましては、介護保険制度における地域支援事業交付金となっております。

続きまして、10ページをごらんになっていただきたいと思います。家族介護慰労金支援事業のご説明を申し上げます。この事業は、要介護4、5の認定を受けているにもかかわらず、介護保険サービスを利用しないで在宅で介護している家族介護者に対して、慰労金年額10万円を支給しようとするものでございます。要介護4と5の状況は、ほぼ一日じゅう世話を必要とする状況の方でございまして、介護している家族の経費的な負担、精神的な緩和も図られ、継続した在宅介護の支援となるものと考えているところでございます。財源につきましては、介護保険制度における地域支援事業交付金となっております。

お認めいただければ、支給要綱を制定し、7月1日から実施する予定でございます。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○委員長（坂本 昇君） これから歳出の質疑を行います。歳出は5ページから7ページです。質疑はありませんか。

13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） ただいまの新規事業の中で、家族介護慰労金が要介護4または5の認定を受けた者で、過去1年間サービスを受けなかったという、非常にハードルが高いと思うのですが、その割に金額が小さいと思うのですが、この金額というのは国で定められているものなのかどうか。それで、この条件の中で該当する方が本町にいるかどうか。

以上、お願いします。

○委員長（坂本 昇君） お願いします。基準額と該当者数。

○町民課長（三上久人君） 佐々木総括室長。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木総括室長、どうぞ。

○長寿支援室長（佐々木 章君） お答えいたします。

まず、この10万円の根拠でございますけれども、全国的に見まして、ほぼ9割以上の市町村、自治体で年額10万円、最高額でございます。それ以下の自治体もございます。そういったところから10万円という設定でございます。これは、市町村によって制定できるものでございまして、県内では約半数の市町村が実施をしております。今回これは在宅介護を継続していただこうと、そのための慰労金として支給をしたいと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 人数。

○長寿支援室長（佐々木 章君） 人数につきましては、総務課長が説明しましたが、5人を予定しているところでございます。

○委員長（坂本 昇君） 13番、野館委員。

○委員（野館泰喜君） 5人を予定しているということですが、現在いらっしゃいますか、該当される者が。

○委員長（坂本 昇君） 佐々木総括室長、どうぞ。

○長寿支援室長（佐々木 章君） ございます。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） なければ、歳入に入ります。3ページから4ページです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

これで議案第8号の質疑を終わります。

これから議案第8号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第8号は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

席がえをお願いします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第9号 平成30年度岩泉町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

初めに、歳出の主なものから説明をさせていただきますが、こちらも人件費につきましては人事異動に伴う調整でございます。

7ページをお開き願います。1款2項2目水道施設費で、工事費を2,237万円お願いをしております。岩泉簡易水道施設配水管布設工事と、それから門簡易水道施設配水管布設工事を予定しております。岩泉のほうにつきましては三本松、あとは門のほうについては県の河川の残土置き場の関係でございます。

次のページをお開き願います。8ページでございます。8ページ、2款1項1目の15節で簡易水道施設災害復旧工事2,000万円をお願いしておりますが、これは単独事業分となります。

歳入でございますが、5ページをお開き願いたいと存じます。8款1項の町債で3,610万円をお願いするものでございます。

2ページをお開き願います。地方債補正でございますが、補正後の金額を1億3,940万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。6ページから8ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。4ページから5ページです。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

第2表、地方債補正に入ります。2ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。これで地方債補正を終わります。

これで議案第9号の質疑を終わります。

これから議案第9号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第9号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

席がえをお願いします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第10号 平成30年度岩泉町観光事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

歳出の主なものから説明をさせていただきます。4ページをお開き願います。歳出では、1款1項1目15節工事請負費で、龍泉洞温泉ホテルエアコン改修工事811万1,000円を計上させていただきます。

次に、歳入でございます。3ページにお戻り願います。4款2項1目財政調整基金で88万9,000円を計上させていただきます。

以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（坂本 昇君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。4ページから5ページです。

1番、畠山昌典委員。

○委員（畠山昌典君） 1款1項1目13節委託料で、観光PR動画制作委託料が計上されております。このPR動画、どういうものをつくって、どこでPRするのか、どこに配信するのか、わかりやすく教えてください。

○委員長（坂本 昇君） PR動画について、佐々木総括室長。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） お答えいたします。

観光PR用の動画ですけれども、これはインバウンド対策ということで、主に英語での動画を撮りたいと思っております。時間は、大体1分から3分程度の時間で考えておまして、この予算で10本程度を予定しております。動画は、どのようなところということですが、例えば龍泉洞ですとか、早坂高原ですとか、熊の鼻ですとか、あとは例えば食に関しては短角牛ですとか、ヨーグルトですとか、いろいろ岩泉町の魅力あるものを映像にまとめて配信したいと考えております。

配信先ですが、例えばユーチューブですとか、あとはフェイスブック等も活用する予定ですし、そのほか商談会等で活用することを考えております。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） そうすると、この82万1,000円というものがユーチューブあるいはフェイスブック、そのほかイベント等で使うということですが、適切な額なのかどうかというのは精査したのでしょうか、お聞きします。

○委員長（坂本 昇君） 額の算定について、佐々木総括室長、どうぞ。

○経済観光交流課総括室長（佐々木 剛君） 予算に当たっては、見積もりを徴取しての予算要求となっております。一般的に例えばテレビ会社ですとか映像の制作会社に頼むとなると、1本当たり10万円ぐらいはかかるのかなというふうに考えておりますので、金額としては妥当ではないかなと考えております。

○委員長（坂本 昇君） 1番、畠山委員。

○委員（畠山昌典君） ぜひいいものをつくって、そして岩泉のPRをしっかりとやっていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（坂本 昇君） そのほかありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。

次に、歳入に入ります。3ページです。歳入ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

これで議案第10号の質疑を終わります。

これから議案第10号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第10号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

---

◎議案第11号 平成30年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○委員長（坂本 昇君） 議案第 11 号 平成 30 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

應家総務課長。

○総務課長（應家義政君） それでは、議案第 11 号 平成 30 年度岩泉町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をさせていただきます。

初めに、歳出の主なものから説明をさせていただきます。6 ページをお開き願います。1 款 2 項 1 目 15 節で公共下水道管渠施設整備工事 2,000 万円をお願いしてございます。これは、三本松、先ほど来審議もしていただきましたけれども、移転地の関係でございます。

次、7 ページでございますが、2 款 1 項 1 目の 15 節で公共下水道施設災害復旧工事 1,490 万円をお願いしてございます。向町のマンホールポンプを予定してございます。

歳入でございます。4 ページにお戻り願います。3 款 1 項 1 目の公共下水道事業費国庫負担金で 1,479 万 9,000 円、7 款 1 項 1 目下水道事業債で 2,000 万円をお願いしてございます。

2 ページにお戻りを願います。地方債補正でございますけれども、補正後の金額を 2,590 万円とするものでございます。

以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○委員長（坂本 昇君） お諮りします。

審査の順序ですが、先に歳出一括、次に歳入一括で審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、審査は先に歳出一括、次に歳入一括で審査することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。5 ページから 7 ページです。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳出を終わります。

歳入に入ります。4 ページです。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。歳入を終わります。

第2表、地方債補正に入ります。2ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 質疑なしと認めます。第2表、地方債補正を終わります。

これで議案第11号の質疑を終わります。

これから議案第11号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

議案第11号は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これをもって付託された議案の審査は終了いたしました。

委員長報告の作成については、私に一任願います。

〔「議長、発言をお願いしたいのですが」と言う人あり〕

○委員長（坂本 昇君） 町長、発言を許可します。

○町長（中居健一君） 本日は、早朝からご審議を賜ったわけであります。冒頭2番委員のほうから、一般会計の部分につきまして、新規事業なり重要案件についてはきちっと議会のほうに資料を提案して、誠意を持ってご審議を賜るといふ、これは従前からのお互いの申し入れでやってきたわけでありますが、残念ながら今回そういう部分で私も配慮に欠けた部分がございます、その部分については深くおわびを申し上げたいと、このように思います。

9月の議会には、もう一回心を改めて、きちっとした形の中で議員の皆さんから十分なる審議を賜るように、そういうご配慮をしてみたいと、このように思っております。おわびを申し上げます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（坂本 昇君） 以上で条例補正予算等審査特別委員会を閉会します。

（午後 4時15分）



岩泉町議会委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

平成30年第2回岩泉町議会定例会  
条例補正予算等審査特別委員会委員長

坂 本 昇

---